小売供給約款

２０２６年１１月１日実施

株式会社グローバルエンジニアリング

目　　次

第 1 条　適用・・・

(4)　施設場所の提供・・・

第１条　適用

この小売供給約款（以下「本約款」といいます。）は，当社との電気需給契約（以下「需給契約」といいます）に基づき，一般送配電事業者が維持および運用する供給設備を介して高圧又は特別高圧で電気の供給を受けるお客さまに対して当社が電気を供給するときの電気料金その他の供給条件を定めたものです。以下，需給契約と本約款とを併せて「本契約」といいます。なお，当社が電磁的方法を用いて（当社が開設する指定ウェブサイトに掲載する方法による)、電気事業法第２条の１３第２項に定める契約締結前交付書面に記載すべき事項及び同法第２条の１４第１項に定める契約締結後交付書面に記載すべき事項を提供することについてご承諾いただいたお客さまについては，本約款中当該事項にかかる部分についても当該電磁的方法を用いて提供することをご承諾いただいたものとします。

本約款は，２０２６年１１月１日より適用いたします。

第２条　本約款の変更

一般送配電事業者の定める託送供給等約款が改定された場合，法令・条例・規則等の改正により約款変更の必要が生じた場合，その他当社が必要と判断した場合には，当社は，本約款を変更することがあります。この場合には，本約款に定める供給条件は，変更後の本約款によります。

なお，本約款に規定する事項のうち，電気事業法施行規則第３条の１２第１項各号及び同規則第３条の１３第２項各号に規定する事項を変更する場合は，当社は，原則としてその変更の内容のみをお客さまにお知らせいたします。

第３条　用語の定義

以下の用語は，本契約においてそれぞれ以下の意味で使用いたします。

(1)　高圧

標準電圧 6,000 ボルトをいいます。

(2)　特別高圧

標準電圧 20,000 ボルト以上の電圧をいいます。

(3)　契約電力

お客さまが契約上使用できる最大電力をいいます。

(4)　常時供給電力

お客さまに常時供給する電気をいいます。全量供給契約に基づく場合と分割供給契約に基づく場合があります。

(5)　予備電力

常時供給電力に係る契約（全量供給契約又は分割供給契約）における特約に基づいて、お客さまの常時供給設備等の補修または事故により生じた不足電力の補給に当てるため予備電線路により供給される電気をいい，以下の 2 種類があります。

イ　予備線

常時供給変電所から常時供給電圧と同位の電圧で供給を受ける場合

ロ　予備電源

常時供給変電所以外の変電所から供給を受ける場合または常時供給変電所から常時供給電圧と異なった電圧で供給を受ける場合

(6) 自家発補給電力

当社が供給する電気とお客さまが所有する自家発電設備による電気を合わせて使用する場合に，お客さまが所有する自家発電設備の検査，補修，または事故による不足電力の補給に当てるために，当社がお客さまに供給する電気をいいます。

(7) 臨時電力

供給開始日または契約電力増加日から契約電力減少日の前日までの期間を対象として使用が 1 年未満となる電気をいいます。

(8) 当該電力会社

電気を受電するお客さまの需要場所を供給エリアとするみなし小売電気事業者および送配電事業者を指します。

(9) 消費税等相当額

消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。なお，料金表に定める料金率，基準燃料単価および基準市場単価には消費税等相当額を含みます。

(10) 夏季，その他季，休日，平日，ピーク時間，昼間，夜間

当該電力会社毎に別紙に定める期間および時間を適用いたします。

(11) 需要場所

需給契約において当社とお客さまとの協議によりあらかじめ定める，当社が電気を供給するお客さまの需要地点をいい，原則として，以下のように取り扱います。

イ　1 構内または 1 建物を 1 需要場所といたします。なお，構内とは，柵（植木を含む），塀，溝，その他の有体物である構築物によってその他の区域と客観的かつ明確に区分された区域をいいます。また建物とは，主となる屋上，屋根が他の構造物から独立し，明瞭に単独と見なせる構造物をいいます。

ロ　イにかかわらず，隣接する複数の構内の場合で，当該電力会社が 1 需要場所と認める場合， 1 需要場所とします。

(12) 需給地点

電気の需給が行われる地点をいい，当該電力会社の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続点といたします。

(13) 力率

需要場所における当該電力会社の送配電事業者より提示された値を適用するものとします。なお，平均力率の算定において，瞬間力率が進み力率となる場合には，その瞬間力率は 100 %といたします。

(14) 最大需要電力

お客さまの使用された需要電力の最大値であり，当該電力会社によって設置された 30 分最大需要電力計により計測された値をいいます。

(15) 給電指令

お客さまの電気の使用について，当該電力会社が保安上，需給上または電気の品質維持の観点から必要に応じて行う運用に関する指示をいいます。

(16) 貿易統計

関税法にもとづき公表される統計をいいます。

(17) 平均燃料価格算定期間

平均燃料価格算定期間は，需要場所の位置する当該電力会社毎に本約款別紙にて定めるものとします。

(18) 平均市場価格算定期間

平均市場価格算定期間は，需要場所の位置する当該電力会社毎に本約款別紙にて定めるものとします。

(19) 再生可能エネルギー発電促進賦課金

電気事業者による再生可能エネルギー電気の利用の促進関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第 36 条第 1 項に定める賦課金をいいます。

第 4 条　単位および端数処理

本契約において使用する単位，端数処理は以下の通りといたします。

(1)　契約電力，最大需要電力の単位は 1 キロワット（1 kW）とし，その端数は小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(2)　使用電力量の単位は 1 キロワット時（1 kWh）とし，その端数は小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(3)　力率の単位は 1 パーセント（1 %）とし，その端数は小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(4)　料金その他の計算における合計金額の単位は，1 円とし，その端数は切り捨てます。

第 5 条　計量に関する取扱い

(1)　計量方法，計量主体

お客さまが使用する電力量，最大需要電力，力率および供給電力は，当該電力会社によって設置された計量器により計量された値とし，電力量は 30 分毎に計測いたします。なお，計量電圧が供給電圧と異なる場合で，やむをえず当該計量電圧を使用しなければならない場合には，供給電圧と同位にするために原則として 3 %の損失率によって修正した値を用います。ただし，需給契約により損失率が定められている場合は，当該損失率をもって修正した値を用います。

(2)　計量不能の措置

当該電力会社の計量器の故障等により計量値が正しく得られなかった場合，一般送配電事業者と当社による協議により決定した値とします。

第 6 条　燃料費等調整単価

(1)　燃料費等調整単価は、燃料価格、市場価格その他の価格の変動を電気料金に反映するための単価とし、需要場所の属する供給区域ごとに、別紙に定める燃料費調整、市場価格調整その他の調整を反映して算定いたします。

(2) 燃料費等調整単価の算定方法、電気料金への加算または差引き、算定期間、適用期間その他必要な事項は、需要場所の属する供給区域ごとに別紙に定めます。

第 7 条　常時供給電力

(1) 契約電力

契約電力は，次によって定めます。

イ　契約電力が 500 キロワット以上の場合

契約電力は，使用する負荷設備および受電設備の内容，同一業種の負荷率，操業度等を基準として，お客さまと当社との協議によって定めます。

なお，お客さまが新たに電気を使用される場合等で，適当と認められるときは，需給開始の日から 1 年間については，契約電力がてい増する場合に限り，段階的に定めることがあります。

ロ　契約電力が 500 キロワット未満の場合

各月の契約電力は，次の場合を除き，その 1 月の最大需要電力と前 11 月の最大需要電力のうち，いずれか大きい値といたします。

(ｲ)　新たに電気の供給を受ける場合は，料金適用開始の日以降 12 月の期間の各月の契約電力は，その 1 月の最大需要電力と料金適用開始の日から前月までの最大需要電力のうち，いずれか大きい値といたします。

ただし，この小売供給約款により電気の供給を受ける前から引き続き当該一般送配電事業者等の供給設備を利用される場合には，この小売供給約款による電気の供給を受ける前の電気の供給は，契約電力の決定上この小売供給約款によって受けた電気の供給とみなします。この場合，契約電力決定上の必要な事項は，お客さまより申し出ていただきます。

(ﾛ)　契約受電設備を増加される場合で，増加された日を含む 1 月の増加された日以降の期間の最大需要電力の値がその 1 月の増加された日の前日までの期間の最大需要電力と前 11 月の最大需要電力のうちいずれか大きい値を上回るときは，その 1 月の増加された日の前日までの期間の契約電力は，その期間の最大需要電力と前 11 月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし，その 1 月の増加された日以降の期間の契約電力は，その期間の最大需要電力の値といたします。

(ﾊ) 契約受電設備を減少される場合等で，1 年を通じての最大需要電力が減少することが明らかなときは，減少された日を含む 1 月の減少された日の前日までの期間の契約電力は，その期間の最大需要電力と前 11 月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし，減少された日以降 12 月の期間の各月の契約電力（減少された日を含む 1 月の減少された日以降の期間については，その期間の契約電力といたします。）は，契約負荷設備および契約受電設備の内容，同一業種の負荷率，操業度等を基準として，お客さまと当社との協議によって定めた値といたします。ただし，減少された日以降 12 月の期間で，その 1 月の最大需要電力と減少された日から前月までの最大需要電力のうちいずれか大きい値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合（減少された日を含む 1 月の減少された日以降の期間については，その期間の最大需要電力の値がお客さまと当社との協議によって定めた

値を上回る場合といたします。）は，契約電力は，その上回る最大需要電力の値といたします。

(2) 料金

常時供給電力の 1 月の料金は，以下の方式で算定した基本料金，電力量料金を合計した金額といたします。なお，契約電力，基本料金単価，電力量料金単価およびその他割引等は需給契約に定めるものとします。

イ 基本料金

基本料金は，供給開始日以降適用するものとし，常時供給電力の契約電力とその基本料金単価および力率から以下の算式により算定される金額といたします。

基本料金 ＝ 契約電力×基本料金単価×(1.85－力率)

ただし，当該月にまったく電気を使用されない場合（予備電力によって電気を使用された場合，および分割供給における非需要追随電力の月間使用電力量が 1 kWh 以上の場合を除きます。），以下の算式により算定される金額といたします。

基本料金 ＝ 契約電力×基本料金単価×0.5

ロ 電力量料金

電力量料金は，その月の時間帯ごとの常時供給電力の使用電力量と，その時間帯ごとに定めた電力量料金単価および燃料費等調整単価から以下の算式により算定される金額といたします。

電力量料金 ＝ 使用電力量×(電力量料金単価＋燃料費等調整単価)

第 8 条 予備電力

(1) 契約電力

予備電力の契約電力は，常時供給電力の契約電力の値といたします。ただし，お客さまに特別の事情がある場合，予備電力によって使用される負荷設備および受電設備の内容または予想される最大需要電力を基準として，お客さまと当社との協議によって定めます。

(2) 料金

予備電力の 1 月の料金は，以下に定める基本料金，電力量料金を合計した金額といたします。ただし，常時供給電力の供給電圧が特別高圧のお客さまにおいて，予備電力の供給電圧が常時供給電力の供給電圧と異なる場合には，予備電力の契約電力および使用電力量は，電気料金の算定上，常時供給分の電圧と同位の電圧にするために 3 %の損失率で修正したものといたします。なお，契約電力，基本料金単価は当社とお客さまとの間で個別に取り決めるものとします。

イ 基本料金

基本料金は，需給開始日以降適用するものとし，予備電力の契約電力とその基本料金単価から以下の算式により算定される金額とします。

基本料金 ＝ 契約電力×基本料金単価

ロ　電力量料金

電力量料金は，その月の予備電力の使用電力量につき，お客さまの常時供給電力の該当料金を適用し，常時供給分の電力量料金とあわせて算定いたします。

第 9 条　自家発補給電力

(1)　契約電力

自家発補給の契約電力は，お客さまの発電設備容量を基準として，お客さまと当社との協議によって定めます。

(2)　料金

自家発補給電力の 1 か月の料金は，以下に定める基本料金と電力量料金を合計した金額といたします。なお，契約電力，基本料金単価および電力量料金単価は需給契約に定めるものとします。

イ　基本料金

基本料金は，供給開始日以降適用するものとし，自家発補給電力の契約電力とその基本料金単価から以下の算式により算定される金額といたします。

(a)　自家発補給電力使用時

基本料金 ＝ 自家発補給電力の契約電力×使用時基本料金単価×(1.85－力率)

(b)　自家発補給電力未使用時

基本料金 ＝ 自家発補給電力の契約電力×未使用時基本料金単価

なお，当該月に前月から継続して自家発補給電力の供給を受けた期間がある場合で，その期間が前月の自家発補給電力の供給を受けなかった期間よりも短いときは，その期間における自家発補給電力の供給は，前月における自家発補給電力の供給とみなします。

ロ　電力量料金

電力量料金は，その月の使用条件ごとの自家発補給電力の使用電力量と，その条件ごとに定めた電力量料金単価および燃料費等調整単価から以下の算式により算定される金額といたします。

電力量料金 ＝ 使用電力量×(電力量料金単価＋燃料費等調整単価)

(3)　定期検査・定期補修の取扱い

お客さまが実施する発電設備の定期検査・定期補修の時期は，毎年度当初にお客さまと当社による協議であらかじめ定めておき，実施時期の 1 か月前に再協議してその時期を確認し，お客さまは実施時期を当社に対して書面により通知していただきます。

なお，当社または当該電力会社の需給状況が著しく悪化した場合には，当社はその実施時期についてお客さまと協議させていただきます。

(4) 自家発補給電力の使用

イ 使用の通知

お客さまが自家発補給電力を使用する場合は，使用開始時刻と使用休止時刻をあらかじめ当社に通知するものとします。ただし，事故，その他やむを得ない場合には，使用開始後，すみやかに当社に通知するものとします。

ロ 使用の確認

常時供給電力と自家発補給電力を同一計量する場合において，お客さまの最大需要電力が常時供給電力の契約電力以下の場合は，イにかかわらず自家発補給電力を使用しないものとします。

(5) 自家発補給電力の最大需要電力

常時供給電力と自家発補給電力を同一計量する場合において，自家発補給電力の最大需要電力は次のイによる場合を除き，原則として自家発補給電力の契約電力とします。また，常時供給電力の最大需要電力は，その 1 か月の自家発補給電力の使用時間中における最大需要電力の値から自家発補給電力の最大需要電力を差し引いた値とその 1 か月の自家発補給電力の使用時間外における最大需要電力の値のうちいずれか大きい値といたします。

イ 自家発補給電力を使用した際の総需要の最大需要電力が常時供給電力と自家発補給電力の契約電力の合計を上回った場合，自家発補給電力の最大需要電力は以下の(a)～(c)によるものとします。

(a) 超過の原因が自家発補給電力の超過であることが明らかな場合

自家発補給電力の最大需要電力 ＝ 総需要の最大需要電力－常時供給電力の契約電力

(b) 超過の原因が常時供給電力の超過であることが明らかな場合

自家発補給電力の最大需要電力 ＝ 自家発補給電力の契約電力

(c) 超過の原因が明らかでない場合

自家発補給電力の最大需要電力 ＝ 総需要の最大需要電力×自家発補給電力の契約電力÷(常時供給電力の契約電力＋自家発補給電力の契約電力)

(6) 自家発補給電力の使用電力量

常時供給電力と自家発補給電力を同一計量する場合において，自家発補給電力の使用電力量は次のイ～ハにより算定するものとします。

イ　自家発補給電力の使用電力量 ＝ 自家発補給電力の使用時間中の使用電力量
－ (基準電力×自家発補給電力の使用時間)

なお，基準電力は，原則としてあらかじめお客さまと当社との協議で定めた以下(a)～(c)によるものとします。ただし，当該基準電力の算定が不適当と認められる場合は，別途両者による協議で定めるものとします。

(a)　自家発補給電力使用の前月または前年同月における常時供給分の平均電力

(b)　自家発補給電力使用の前 3 か月間における常時供給分の平均電力

(c)　自家発補給電力使用の前 3 日間における常時供給分の平均電力

ロ　自家発補給電力の継続した使用期間を通算して自家発補給電力の使用電力量を算定することが不適当と認められる場合は，自家発補給電力供給期間中の計量時間ごとに，前号に定める基準電力に該当時間を乗じて得た値を使用電力量から差し引いた値の合計を自家発補給電力の使用電力量とします。

ハ　上記イおよびロにおいて算定された自家発補給電力の使用電力量は，原則として自家発補給電力の最大需要電力に自家発補給電力の使用時間を乗じて得た値をこえないものとします。

(7)　その他

イ　お客さまは，当社が必要に基づき求めた場合には，電気の需給に関する記録および発電設備の運転に関する記録を提出することとします。

ロ　大気汚染防止法等の関係する法令で定めるところにより火力発電設備の出力を抑制したときに生じた不足電力，渇水により水力発電設備の出力が低下したときに生じた不足電力等の補給にあてるために電気の供給を受ける場合については，自家発補給電力の使用の対象といたしません。

第 10 条 契約超過金

契約超過金は，常時供給電力および自家発補給電力の最大需要電力が、第 7 条（常時供給電力）(1)イで定められる常時供給電力および第 9 条(1)で定められる自家発補給電力の契約電力を超過した場合，常時供給電力および自家発補給電力のそれぞれに適用するものとし，以下の算式により算定される金額といたします。

契約超過金 ＝ (当該月の最大需要電力－当該月の契約電力)×基本料金単価
×(1.85－力率)×1.5

第 11 条 容量拠出金相当額

容量拠出金相当額は、当社が定める容量拠出金相当額単価に該当する契約電力を乗じた金額といたします。なお、容量拠出金相当額は、2024 年 4 月 1 日以降の供給分から検針日ごとに適用されるものとし、容量拠出金相当額単価は毎年度当社 HP にて翌年度以降の単価を公表するものとします。

第 12 条 電気料金の算定および支払条件

(1)　電気料金

電気料金は，第 7 条（常時供給電力）(2)，第 8 条（予備電力）(2)，第 9 条（自家発補給電力）(2)，第 10 条（契約超過金）および第 11 条（容量拠出金相当額）にて算定した料金の合計金額とします。

(2)　電気料金の算定期間

電気料金の算定期間は，以下の場合を除き，原則として託送約款等に定める計量期間，検針期間または検針期間等（以下「計量期間等」といいます。）といたします。

イ　電気の供給を開始し，再開し，休止し，もしくは停止し，または本契約が消滅した場合

ロ　契約電力等を変更したことにより，料金に変更があった場合で双方が月の途中で契約電力等を変更することに合意した場合

(3)　日割計算

当社は，上記(2)イ，ロに定める事由が発生した場合は，以下により電気料金を算定いたします。

イ　基本料金は，以下の算式により算定いたします。

基本料金 ＝ 1 月の基本料金×(日割計算対象日数／該当月の日数)

上記の算定式に適用する日割計算対象日数には，電気の供給の開始日および再開日を含み，停止日および本契約の解約日を除きます。なお，停止日，解約日とは，本契約に従って当社がお客さまに電気を供給する最終日の翌日といたします。

ロ　電力量料金は，日割計算の対象となる計量期間等の使用電力量により算定いたします。

(4)　支払方法

電気料金については毎月，工事負担金その他についてはその都度，お客さまには次の方法にて支払っていただきます。原則として支払方法は振込みとなり，支払に要する費用はお客さまに負担していただきます。

(5)　請求書の開示

当社は，お客さまから当社に支払われるべき月ごとの総金額および基本料金および電力量料金等の内訳を記載した請求書を計量期間等の翌月 10 営業日（以下、「請求書提示期限」といいます。）までに当社指定ウェブサイト上へアップロード致します。

(6)　支払期日

お客さまの電気料金は，計量期間等の翌月 28 日（以下，「支払期日」といいます。）までに，当社に支払っていただきます。ただし，翌月の 28 日が金融機関等の休業日の場合は，その前営業日を支払期日といたします。

(7)　支払い遅延の際の措置

お客さまが電気料金を支払期日までに支払わない場合には，当社は，支払期日の翌日から起算して支払いの履行日に至るまで，請求料金から消費税等相当額を差し引いた金額に対して，年 10 パーセントの延滞利息を申し受けます。

(8)　支払過誤の場合の措置

当社は，お客さまにお支払いいただいた額に過不足があることが判明した場合，その支払い過剰額または過少額を遅滞なくお客さまにお知らせし，原則として当社はお知らせした翌月の請求においてこれを精算させていただきます。

第 13 条 お客さまの協力

(1) 力率の保持

イ 需要場所の負荷の力率は，原則として 85 %以上に保持していただきます。

ロ 技術上必要がある場合，当社はお客さまに対して進相用コンデンサの開閉をお願いすることがあります。なお，この場合で進相用コンデンサを開閉していただいたときの 1 月の力率は，必要に応じてお客さまと当社との協議によって定めます。

(2) 立ち入り業務への協力

当社が本契約の遂行上，需要場所への立ち入りが必要と認める場合，および当該電力会社から立ち入り業務を実施する旨の要請があった場合，お客さまの承諾を得て需要場所へ立ち入りさせていただくことがあります。この場合には，正当な理由がない限り，お客さまは当社および当該電力会社の需要場所への立ち入りを承諾していただきます。

(3) 電気の使用に伴うお客さまの協力

お客さまの電気の使用が，以下の原因等で他のお客さまの電気の使用を妨害し，もしくは妨害するおそれがある場合，または当社,当該電力会社もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし，もしくは支障を及ぼすおそれがある場合には，お客さまの負担で，必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設していただくものとし，とくに必要がある場合には，当社がお客さまの負担で供給設備を変更し，または専用供給設備を施設して，これにより電気を使用していただきます。

イ 負荷の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合

ロ 負荷の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合

ハ 負荷の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合

ニ 著しい高周波または高調波を発生する場合

(4) 施設場所の提供

お客さままたは当社が，当該電力会社から電気の供給に伴う設備の施設場所の提供を求められた場合には場所を無償で提供していただきます。

(5) 保安等に対するお客さまの協力

イ お客さまは以下の場合には，当社および当該電力会社にすみやかにその旨を通知していただきます。

(a) お客さまが，引込線，計量器等お客さまの需要場所内の当該電力会社の電気工作物に異状もしくは故障があり，または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合

(b) お客さまが，お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり，または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり，それが当該電力会社の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合

ロ お客さまが当該電力会社の供給設備に直接影響を及ぼすような物件の設置，変更または修繕工事をする場合は，あらかじめその内容を当該電力会社および当社に通知していただきます。また，

物件の設置，変更または修繕工事をした後，その物件が当該電力会社の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には，すみやかにその内容を当該電力会社および当社に通知していただきます。この場合において必要となる内容変更について，当該電力会社と協議していただきます。

ハ　必要に応じて供給開始に先だち，受電電力を遮断する開閉器の操作方法等について，お客さまと当該電力会社とで協議していただきます。

(6)　需要情報の通知

当社は，供給計画作成のために，お客さまに対して必要な情報の提供をお願いすることがあります。

(7)　ディマンドリスポンスへの協力

当社は，非常災害または当社の供給量が著しく不足する場合には，ディマンドリスポンス（電力系統の需給逼迫が予想される時間帯（夏季：正午過ぎ、冬期：朝・晩など）において、需要家側が電力の使用を抑制するよう電力消費パターンを変化させること）を依頼させていただくことがあります。

第 14 条 供給の停止

(1)　お客さまが以下のいずれかに該当する場合には，当社はそのお客さまについて電気の供給の停止を当該電力会社に依頼することがあります。

イ　お客さまの責めに帰すべき理由により生じた保安上の危険のため緊急を要する場合

ロ　お客さまが需要場所内の当該電力会社の電気設備を故意に損傷し，または，亡失して当該電力会社に重大な損害を与えた場合

ハ　当該電力会社以外の者が需要場所における当該電力会社の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続を行った場合

(2)　お客さまが以下のいずれかに該当する場合には，当社は，電気の供給を停止することがあります。なお，この場合，供給停止の 5 日前までに予告いたします。

イ　お客さまが電気料金を支払期日から 1 か月を経過してもなお支払わない場合

ロ　本約款によって支払いを要することとなる電気料金以外の債務（延滞利息，工事費負担金その他本契約に基づき生ずる一切の金銭債務をいいます。）を支払わない場合

(3)　お客さまが以下のいずれかに該当し，当社がその旨を警告しても改めない場合には，当社はそのお客さまについて電気の供給の停止を当該電力会社に依頼することがあります。

イ　お客さまの責に帰すべき理由により生じた保安上の危険がある場合

ロ　電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合

ハ　第 13 条（お客さまの協力）(2)に反して，立ち入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否した場合

ニ　第 13 条（お客さまの協力）(3)によって必要となる措置を講じない場合

ホ　その他お客さまが本約款に反した場合

(4)　上記(1)から(3)の場合以外でも，お客さまが本契約に反した場合には，当社は電気の供給の停止を当該電力会社に依頼することがあります。

(5)　当社がお客さまに適正契約への変更および適正な電力使用実態への改善を求めた場合に，その修正に応じて頂けないときには，当社は当該電力会社へ供給の停止を依頼することがあります。

(6)　上記(1)から(5)によって電気の供給を停止する場合には，当社は供給停止のための処置を行うと同時に当該電力会社にも供給停止のための適切な処置を依頼致します。

第 15 条 給電指令の際の措置

(1)　当社は，以下の場合には，供給時間中に電気の供給を中止し，またはお客さまに電気の使用を制限し，もしくは中止していただくことがあります。

イ　当該電力会社の供給設備（当該電力会社が使用権を有する設備を含みます。）に故障が生じ，または故障が生じるおそれがある場合

ロ　当該電力会社の供給設備（当該電力会社が使用権を有する設備を含みます。）の点検，修繕，変更その他工事上やむをえない場合

ハ　非常変災の場合

ニ　その他電気の需給上または保安上必要がある場合等当該電力会社が電気の供給を中止し，または使用を制限し，もしくは使用を中止する要請を行った場合

(2)　上記(1)の場合には，当社または当該電力会社は，あらかじめその旨をお客さまにお知らせいたします。ただし，緊急時等のやむをえない場合は，この限りではありません。

第 16 条 契約の変更または解約

(1)　契約電力の変更

イ　第 7 条（常時供給電力）(1)において，契約電力をイで定めるお客さまは，本契約締結日以降，供給開始日または契約電力増加日から 1 年未満の期間内には原則として契約電力を減少できません。ただし，双方が同意すればこの限りではありません。

また，第 7 条（常時供給電力）(1) において，契約電力をイで定めるお客さまが契約電力を超過して電気を使用された場合，該当月以前の電気使用状況から判断して，当該契約電力が不適当と認められる場合には，当社は翌月からの契約電力を当該最大需要電力に変更できるものとします。

ロ　第 7 条（常時供給電力）(1) において，契約電力をイで定めるお客さまが契約電力の増加または減少を希望する場合には，原則として変更希望日の 6 週間前までに当社にその旨を書面にて通知し，当社の了承を得るものとします。

ハ　前号による契約電力の減少が需給開始日または契約電力増加日から 1 年未満の期間内に行われる場合には，お客さまは供給開始日または契約電力増加日から契約電力減少日の前日までの期間を対象として，使用が 1 年未満となる契約電力の減少分につき臨時電力料金単価を適用して算定した電気料金と，当該期間において使用が 1 年未満となる契約電力の減少分につきお客さまが当社に支払った金額および支払うべき金額の総額との差額を別途当社に支払っていただきます。この場合，算定に用いる使用電力量は，使用が 1 年未満となる契約電力の減少分とそれ以外の部分との比率で按分した値といたします。なお，臨時電力料金単価は第 7 条（常時供給電力）(2)，第 8 条（予備電力）(2)および第 9 条（自家発補給電力）(2)に定める各料金単価（基本料金単価及び電力量料金単価）を 1.2 倍したものといたします。

ニ　契約電力の変更は，原則として月単位で実施いたします。ただし，双方が合意すればこの限りではありません。

(2) 契約の解約

イ　本条 (4) ロに定める場合 (ただし,新たな料金単価が従前より高い場合に限られます) 及び第 19 条（不可抗力）に定める場合を除き，お客さまは，本契約締結日以降，供給開始日または契約電力増加日から 1 年未満の期間内には原則として本契約を解約できません。ただし，双方が合意すればこの限りではありません。

ロ　お客さままたは当社が本契約の解約を希望する場合には，希望日の 3 か月前までに相手方にその旨を文書にて通知することで，お客さままたは当社は申し出た該当月の 3 か月後の月の末日を解約日として本契約を解約することができます。ただし，双方の合意により，該当月から 3 か月後の月の末日以外の適当な日を解約日とすることができます。

ハ　お客さまからの申し出による本条(2)ロの解約が，供給開始日または契約電力増加日から 1 年未満の期間内となる場合，お客さまは，供給開始日または契約電力増加日から解約日までの期間を対象として使用が 1 年未満となる契約電力の解約分につき臨時電力料金単価を適用して算定した電気料金と，当該期間において使用が 1 年未満となる契約電力の解約分につきお客さまが当社に支払った金額および支払うべき金額の総額との差額を当社に支払っていただきます。また，解約日が該当月の中途の場合は，第 12 条（電気料金の算定および支払条件）(3)に定める日割計算に従って算定いたします。なお，臨時電力料金単価は第 7 条（常時供給電力）(2)，第 8 条（予備電力）(2)および第 9 条（自家発補給電力）(2)に定める各料金単価（基本料金単価及び電力量料金単価）を 1.2 倍したものといたします。

ニ　当社は，原則として，上記により定めた解約日に，電気の供給を終了させるために必要な措置を行います。なお，この場合には，必要に応じてお客さまに協力していただきます。

(3) 消費税および地方消費税の税率変更の際の措置

本契約における消費税相当額の金額は，法令の改正により消費税および地方消費税の税率が改定された場合，本契約の有効期間内であっても，改正法令施行日以降は新たな税率に基づいて算出した金額に改めるものとします。この場合，消費税等相当額を含めて表示された料金単価等についても，改定後の税率に基づいて新たに算出された消費税等相当額を含む金額に改めるものとします。

(4) 料金単価等の変更

当社は，発電費用等の変動により料金改定が必要となる場合は，次の手順に従い，需給契約における新たな料金単価等を定めることができます。

イ　当社は事前に新たな料金単価等，およびその適用開始日（以下，新料金単価適用開始日といいます。）をお客さまに通知いたします。

ロ　お客さまは，新たな料金単価等を承諾しない場合は，新料金単価等適用開始日の 2 か月前または当社の指定する期日までに，当社に対して書面にて解約を通知することで本契約を解約することができます。この場合には，本契約は，本契約の各規定にかかわらず，新料金単価等適用開始日の前日をもって終了するものといたします。

ハ　上記ロに定める期限までに，お客さまより解約の通知がない場合は，お客さまは新たな料金単価等を承諾したものとみなし，新料金単価等適用開始日より新たな料金単価等を適用いたします。

第 17 条 工事費等の負担

(1)　供給開始に伴う工事費等負担

本契約に基づく供給開始に当たって，当社が当該電力会社からお客さまにかかわる工事費等の費用負担を求められた場合には，お客さまにその工事費等を負担していただきます。

(2)　契約変更に伴う工事費等負担

お客さまの契約電力の変更により，当社が当該電力会社から工事費等の費用負担を求められた場合には，お客さまにその工事費等を負担していただきます。

(3)　設備の位置変更に伴う工事費等負担

お客さまが当該電力会社の設備にかかわる工事等を当該電力会社に依頼し，当社が当該電力会社からその工事費等の費用負担を求められた場合には，お客さまにその工事費等を負担していただきます。

(4)　契約変更後に解約する場合の工事費等負担

お客さまの都合により一旦契約電力を変更した上で，更にお客さまの都合により中途で当該変更した契約を解約した結果，当社が当該電力会社からその工事費等の費用負担を求められた場合には，お客さまにその工事費等を負担していただきます。

(5)　その他

その他お客さまの都合に基づく事情により当社が当該電力会社から工事費等の費用負担を求められた場合には，お客さまにその工事費等を負担していただきます。

また,お客さまが電気の供給を従前受けていた小売電気事業者との契約に基づき,その小売電気事業者から解約に伴う臨時精算金等の請求を受けることがあり,これもお客さまの負担となります。

第 18 条 損害賠償

(1)　損害賠償

イ　当社の故意または過失によって，お客さまが損害を受けた場合には，当社はお客さまに対してその賠償責任を負います。

ロ　お客さまの故意または過失によって，当社が損害を受けた場合には，お客さまに当社の損害につき賠償責任を負っていただきます。

ハ　お客さまが電気工作物の改変等によって当社の供給する電気を不正に使用し，当社に支払うべき電気料金の全部，または一部の支払を免れた場合には，当社はお客さまに対し，その免れた金額の 3 倍に相当する金額を申し受けます。免れた金額とは，需給契約および本約款に定める供給条件に基づいて算定された金額と，不正な使用方法に基づいて算定された金額との差額といたします。

(2)　損害賠償の免責

イ　第 14 条（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合，または第 16 条（契約の変更または解約）もしくは第 20 条（契約解除）によって本契約が解約された場合もしくは本契約が消滅した場合には，当社はこれによりお客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

ロ　第 15 条（給電指令の際の措置）(1)によって電気の供給を中止し，または，電気の使用を制限し，もしくは中止した場合で，それが当社の責に帰すべき事由によるものでないときには，当社はお客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

ハ　当社に故意または過失がある場合を除き，当社はお客さまが漏電，その他の事故により受けた損害について賠償の責めを負いません。

第 19 条 不可抗力

(1)　不可抗力による免責

お客さまおよび当社は以下に定める不可抗力によって本契約の履行が不可能となった場合，相互に損害賠償責任を負わないこととします。

イ　地震等の天災地変が起きた場合

ロ　戦争，暴動，内乱等，平時の社会生活の営みを困難にする非常事態が生じた場合

(2)　不可抗力による解約

イ　上記(1)で定める不可抗力を原因として契約履行ができない場合，お客さままたは当社は本契約の一部または全部を解約することができます。

ロ　解約に伴う損害はお客さま，当社共に賠償責任を負わないこととします。

第 20 条 契約解除

(1)　お客さまおよび当社は，相手方が以下のいずれか 1 つにでも該当する場合，または該当するおそれがある場合，本契約の一部または全部を解除することができます。ただし,当社が解除する場合には,15 日以上の予告期間を置いて解除予告通知をするものとします。

イ　本契約の不履行の場合

ロ　破産，特別清算，民事再生，会社更生等の手続開始の申立てがあった場合

ハ　支払停止の状態に陥った場合

ニ　手形不渡処分または手形取引停止処分を受けた場合

ホ　お客さまが電気料金の支払期日を 1 か月経過してもなお支払わない場合

ヘ　お客さまが本契約に基づき支払い義務を負う電気料金以外の債務（延滞利息，工事費負担金その他本契約に基づき生ずる一切の金銭債務をいいます。）を支払わない場合

(2)　前項の規定により当社が契約を解除した場合において,当該解除が供給開始日または契約電力増加日から 1 年未満の期間内となるときは，16 条（契約の変更または解約）(2) ハの規定を準用します。この場合においても,第 18 条（損害賠償）(1) ロ及びハの適用を妨げません。

第 21 条 管轄裁判所

本契約に関連する訴訟については，東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所といたします。

第 22 条 連絡体制

お客さまと当社は，安定した電気の供給を確保するために必要な連絡体制を確立し，維持するものといたします。

第 23 条 守秘義務

(1) お客さまおよび当社は，本契約（但し本約款を除く）および本契約に付随して締結された附則または覚書の存在および内容に関しては，内容に関連する書類一切を含めてこれらの情報を，本契約の締結にかかわる相手方の書面による事前承諾なしに第三者に開示しないものとします。ただし，本契約の履行に関連して当該電力会社に情報提示が必要なもの，または，法令上の根拠，公的機関からの正当な権限・目的による開示要請がある場合は除きます。

(2) 前項の規定に拘らず，当社は，適切な秘密保持契約を締結した第三者に対し，本契約に関する事務の委託等を行うに伴って，お客さまに関する情報等を提供する場合があります。

(3) 本条の規定は本契約終了後も 1 年間有効に存続するものとします。

第 24 条 契約終了後の取扱い

本約款の効力は，需給契約の終了と同時に消滅します。ただし，本契約に基づいて発生した料金支払義務その他の債権債務については，本契約の終了後も，なお存続するものとします。

第 25 条 反社会的勢力の排除に関する条項

(1) お客さまおよび当社は，自己ならびに自己の役員および従業員が，現在，暴力団，暴力団員，暴力団員でなくなったときから 5 年を経過しない者，暴力団準構成員，暴力団関係企業，総会屋等，社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等，その他これに準ずる者（以下これらを総称して「暴力団員等」という。）に該当しないこと，および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し，かつ将来にわたっても該当しないことを相手方に対し確約します。

イ　暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

ロ　暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

ハ　自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど，不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

二　暴力団員等に対して資金等を提供し，または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

ホ　役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

(2) お客さまおよび当社は，第三者を利用して以下の各号に該当する行為を行わせないことを相互に確約します。

イ　暴力的な要求行為

ロ　法的な責任を超えた不当な要求行為

ハ　取引に関して，脅迫的な言動をし，または暴力を用いる行為

二　風説を流布し，偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し，または相手方の業務を妨害する行為

ホ　その他前各号に準ずる行為

(3) お客さまおよび当社は，相手方が前各項の確約に反し，または反していると合理的に疑われる場合，催告その他何等の手続を要することなく，本契約を将来に向けて解約することができます。なお，お客さまおよび当社は，かかる合理的な疑いの内容および根拠に関し，相手方に対して何等説明し，または

開示する義務を負わないものとし，契約の解約に起因し，または関連して相手方に損害が生じた場合であっても，何等責任を負うものではなく,相手方は解約者に対して損害賠償請求をしないことを確約します。

第 26 条 取次契約の場合における準用・読替え

1. 本約款は，需給契約がお客さまと取次者（当社との契約に基づき，お客さまとの需給契約の締結の取次を行う者をいいます。以下同じ）の間において締結される場合について準用するものとします。

2. 前項の場合において，本約款のうち次に掲げる部分は，それぞれ次のとおり読み替えるものとします。

（1）第 1 条中「当社との電気需給契約」とあるのは，「当社の指定する取次者との電気需給契約」と読み替えます。

（2）第 1 条中「当社が電磁的方法を用いて」とあるのは，「当社の指定する取次者が電磁的方法を用いて」と読み替えます。

（3）第 2 条中「お客さまに」とあるのは，「取次者を通じてお客さまに」と読み替えます。

（4）第 3 条(11)中「当社とお客さまとの」とあるのは，「取次者とお客さまとの」と読み替えます。

（5）第 5 条(2)中「当社」とあるのは「取次者」と読み替えます。

（6）第 7 条(1)中「当社」とあるのは，「取次者」と読み替えます。

（7）第 8 条(1)中「当社」とあるのは，「取次者」と読み替えます。

（8）第 9 条(1)中「当社」とあるのは，「取次者」と読み替えます。

（9）第 9 条(3)中「当社」とあるのは，「当社または当該電力会社の需給状況が」とある部分を除き，いずれも「取次者」と読み替えます。

（１０）第 9 条(4)中「当社」とあるのは，いずれも「取次者」と読み替えます。

（１１）第 9 条(6)中「当社」とあるのは，「取次者」と読み替えます。

（１２）第 9 条(7)中「当社」とあるのは，「取次者」と読み替えます。

（１３）第 12 条(3)中「当社」とあるのは，「取次者」と読み替えます。

（１４）第 12 条(4)は，「電気料金については毎月，工事負担金その他についてはその都度，お客さまには取次者の定める方法にて支払っていただきます。」と読み替えます。

（１５）第 12 条(5) 中「当社」とあるのは，「取次者」と読み替えます。

（１６）第 12 条(6)は，「お客さまの電気料金は，取次者の定める支払期日（以下，「支払期日」といいます。）までに，取次者の定める方法によって，取次者に支払っていただきます。」と読み替えます。

（１７）第 12 条(7)中「当社」とあるのは，「取次者」と読み替えます。

（１８）第 12 条(8)中「当社」とあるのは，「取次者」と読み替えます。

（１９）第 13 条(1)乃至(4)中「当社」とあるのは，いずれも「当社もしくは取次者」と読み替えます。

（２０）第 13 条(5)中「当社」とあるのは，いずれも「取次者」と読み替えます。

（２１）第 13 条(6)中「当社」とあるのは，「当社もしくは取次者」と読み替えます。

（２２）第 14 条(1)中「当社は」とあるのは，「取次者は当社を通じて」と読み替えます。

（２３）第 14 条(2)中「予告いたします」とあるのは，「当社は取次者を通じて予告いたします」と読み替えます。

（２４）第 14 条⑶中「当社が」とあるのは，「取次者が」と，「当社は」とあるのは，「取次者は当社を通じて」と，それぞれ読み替えます。
（２５）第 14 条⑷中「当社は」とあるのは，「取次者は当社を通じて,又は,当社は」と読み替えます。
（２６）第 14 条⑸中「当社が」とあるのは，「取次者が」と，「当社は」とあるのは，「取次者は当社を通じて」と，それぞれ読み替えます。
（２７）第 14 条⑹中「当社」とあるのは，「取次者は当社を通じて」と読み替えます。
（２８）第 15 条⑴中「当社」とあるのは，「当社もしくは取次者」と読み替えます。
（２９）第 15 条⑵中「当社または当該電力会社は」とあるのは，「取次者または当社あるいは当該電力会社は」と読み替えます。
（３０）第 16 条⑴中「当社」とあるのは，いずれも「取次者」と読み替えます。
（３１）第 16 条⑵ロは，「お客さまが本契約の解約を希望する場合には，取次者の定める方法にて解約することができます。」と読み替えます。
（３２）第 16 条⑵ハ中「当社」とあるのは，いずれも「取次者」と読み替えます。
（３３）第 16 条⑵ニ中「当社は」とあるのは，いずれも「取次者は当社を通じて」と読み替えます。
（３４）第 16 条⑷中「当社」とあるのは，いずれも「取次者」と読み替えます。
（３５）第 17 条中「当社」とあるのは，いずれも「当社もしくは取次者」と読み替えます。
（３６）第 18 条⑴イ中「当社」とあるのは，いずれも「取次者」と読み替えます。
（３７）第 18 条⑴ロ中「当社」とあるのは，いずれも「当社または取次者」と読み替えます。
（３８）第 18 条⑴ハ中「当社に支払うべき」とあるのは，「取次者に支払うべき」と，「当社は」とあるのは，「取次者は」と，それぞれ読み替えます。
（３９）第 18 条⑵中「当社」とあるのは，いずれも「当社または取次者」と読み替えます。
（４０）第 19 条中「当社」とあるのは，いずれも「取次者」と読み替えます。
（４１）第 20 条中「当社」とあるのは，「取次者」と読み替えます。
（４２）第 22 条中「当社」とあるのは，「取次者」と読み替えます。
（４３）第 23 条中「当社」とあるのは，「取次者」と読み替えます。
（４４）第 25 条中「当社」とあるのは，いずれも「取次者」と読み替えます。
（４５）附則第 1 条中「当社」とあるのは，いずれも「取次者」と読み替えます。

第 27 条　協議事項

本約款に記載のない事項および内容に疑義が生じた場合、当該電力会社の公開する約款に基づき協議により解決するものとする。

附　　則

第１条　電気料金についての特別措置（再生可能エネルギー発電促進賦課金）

(1)　電気料金

電気料金は第 12 条（電気料金の算定および支払条件）(1)の規定にかかわらず，当分の間，同規定によって電気料金として算定された金額に，次のイ乃至ホによって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の値を加えたものといたします。

イ　再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は，再生可能エネルギー特別措置法第 36 条第 2 項に定める納付金単価に相当する金額といたします。

ロ　再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用期間

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は，再生可能エネルギー特別措置法その他の関係法令等に定めるところにしたがい，原則として，平成 24 年 7 月 1 日以降に使用される電気に適用いたします。

ハ　再生可能エネルギー発電促進賦課金の対象となる使用電力量

再生可能エネルギー発電促進賦課金の対象となる使用電力量はその 1 月の常時供給電力，予備電力，および自家発補給電力の使用電力量の合計電力量といたします。

二　再生可能エネルギー発電促進賦課金

再生可能エネルギー発電促進賦課金は，上記ハに定めるその 1 月の使用電力量に，再生可能エネルギー発電促進賦課金単価をそれぞれ乗じて算定いたします。

なお，再生可能エネルギー発電促進賦課金の単位は，1 円とし，その端数は，切り捨てます。

ホ　再生可能エネルギー発電促進賦課金についての特別措置

再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 1 項の規定により認定を受けた事業所に係るお客さまの再生可能エネルギー発電促進賦課金は，再生可能エネルギー特別措置法その他の関係法令等に定めるところにしたがい，上記二にかかわらず，再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から，当該金額に再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 3 項に規定する政令で定める割合を乗じて得た金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。

なお，減免額の単位は，1 円とし，その端数は，切り捨てます。

また，お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 1 項の規定により認定を受けた場合，または再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 5 項もしくは第 6 項の規定により認定を取り消された場合は，すみやかにその旨を当社に申し出ていただきます。

(2)　支払い遅延の際の措置

当社は，お客さまが支払を遅延された場合，第 12 条（電気料金の算定および支払条件）(7)にかかわらず，その算定の対象となる請求料金から，次のイを差し引いた金額に対し，年 10 パーセントの延滞利息を申し受けます。

イ　消費税等相当額より次のロの算式で算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の消費税等相当額の合計を差し引いた後の金額

ロ　再生可能エネルギー発電促進賦課金の消費税等相当額

＝再生可能エネルギー発電促進賦課金×消費税等の税率／（1＋消費税等の税率）

なお，上記ロの算式により算定された消費税等相当額の単位は，1 円とし，その端数は切り捨てます。

ただし，もし当社の電気料金の算定結果についてお客さまに異議があり,当社との間で協議をする事となった場合には，第 12 条（電気料金の算定および支払条件）(6)に定める支払期日に代わって，取り決めた期日の翌日を延滞利息の起算日といたします。

別　　紙

■北海道エリア

分類	平日			休日	
				日曜・祝日	1/2，1/3，4/30，5/1，5/2，12/30，12/31
	0 時～8 時	8 時～22 時	22 時～24 時	0 時～24 時	0 時～24 時
定義	夜間	昼間	夜間	夜間	夜間

（燃料費等調整）

(1) 燃料費等調整額の算定

燃料費等調整額は，燃料費調整額，市場価格調整額および離島ユニバーサルサービス調整額によって算定いたします。

(2) 燃料費調整

イ 燃料費調整額の算定

(イ) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は，貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき，次の算式によって算定された値といたします。

また，平均燃料価格は，100 円単位とし，100 円未満の端数は，10 円の位で四捨五入いたします。

平均燃料価格 ＝ A × α ＋ B × β ＋ C × γ

A ＝ 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B ＝ 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C ＝ 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

α＝0.1946

β＝0.0827

γ＝1.0081

なお，各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格，1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は，1 円とし，その端数は，小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(ロ) 基準燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの基準燃料価格は，次のとおりといたします。

基準燃料価格	51,400 円

(ハ) 燃料費調整単価

燃料費調整単価は，次の算式によって算定された値といたします。

なお，燃料費調整単価の単位は，1 銭とし，その端数は，小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

a 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が基準燃料価格を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{基準燃料価格} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{ロの基準単価}}{1{,}000}$$

b 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が基準燃料価格を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - \text{基準燃料価格}) \times \frac{\text{ロの基準単価}}{1{,}000}$$

(ニ) 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は，その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

なお，各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は，(5)のとおりといたします。

(ホ) 燃料費調整額

燃料費調整額は，その 1 月の使用電力量に(ハ)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

なお，燃料費調整単価が(ハ) a により算定される場合は，燃料費調整額を差し引くものとし，燃料費調整単価が(ハ) b により算定される場合は，燃料費調整額を加えるものといたします。

ロ 基準単価

基準単価は，平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし，次のとおりといたします。

高圧	18 銭 8 厘
特別高圧	18 銭 3 厘

(3) 市場価格調整

イ 市場価格調整額の算定

(イ) 平均市場価格

a 1 キロワット時当たりの平均市場価格は，次の算式によって算定された値といたします。

なお， x および y の値は，次のとおりといたします。

また，平均市場価格の単位は，1 銭とし，その端数は，小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

平均市場価格 ＝ X × x ＋ Y × y

X ＝ 各平均市場価格算定期間における 1 キロワット時当たりの単純平均スポット市場価格

Y ＝ 各平均市場価格算定期間における毎日午前 8 時から午後 4 時までの 1 キロワット時当たりの単純平均スポット市場価格

x ＝0.6760

y ＝0.3240

なお，各平均市場価格算定期間における 1 キロワット時当たりの単純平均スポット市場価格および毎日午前 8 時から午後 4 時までの 1 キロワット時当たりの単純平均スポット市場価格の単位は，1 銭とし，その端数は，小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

b aによりがたい場合は，調整の基準となる市場価格等を基準として，当社が決定した値といたします。

(ロ) 基準市場価格

1 キロワット時当たりの基準市場価格は，次のとおりといたします。

基準市場価格	12 円 24 銭

(ハ) 市場価格調整単価

市場価格調整単価は，次の算式によって算定された値といたします。

なお，市場価格調整単価の単位は，1 銭とし，その端数は，小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

a 1 キロワット時当たりの平均市場価格が基準市場価格を下回る場合

市場価格調整単価 ＝（基準市場価格－平均市場価格）× ロの調整係数

b 1 キロワット時当たりの平均市場価格が基準市場価格を上回る場合

市場価格調整単価 ＝（平均市場価格－基準市場価格）× ロの調整係数

(ニ) 市場価格調整単価の適用

各平均市場価格算定期間の平均市場価格によって算定された市場価格調整単価は，その平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

なお，各平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間は，(5)のとおりといたします。

(ホ) 市場価格調整額

市場価格調整額は，その 1 月の使用電力量に(ハ)によって算定された市場価格調整単価を適用して算定いたします。

なお，市場価格調整単価が(ハ) a により算定される場合は，市場価格調整額を差し引くものとし，市場価格調整単価が(ハ) b により算定される場合は，市場価格調整額を加えるものといたします。

ロ 調整係数

調整係数は，次のとおりといたします。

高圧	0.229
特別高圧	0.223

(4) 離島ユニバーサルサービス調整

イ 離島ユニバーサルサービス調整額の算定

(イ) 離島平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格は，貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき，次の算式によって算定された値といたします。

なお，離島平均燃料価格は，100 円単位とし，100 円未満の端数は，10 円の位で四捨五入いたします。

離島平均燃料価格 ＝ A × α

A ＝ 各離島平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原価格

α ＝ 1.0000

なお，各離島平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格の単位は，1 円とし，その端数は，小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(ロ) 離島基準燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの離島基準燃料価格は，次のとおりといたします。

離島基準燃料価格	79,300 円

(ハ) 離島調整上限燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの離島調整上限燃料価格は，次のとおりといたします。

離島調整上限燃料価格	119,000 円

(ニ) 離島ユニバーサルサービス調整単価

離島ユニバーサルサービス調整単価は，次の算式によって算定された値といたします。

なお，離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は，1 銭とし，その端数は，小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

a　1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格が離島基準燃料価格を下回る場合

離島ユニバーサルサービス調整単価

$$=（離島基準燃料価格－離島平均燃料価格）\times\frac{ロの離島基準単価}{1{,}000}$$

b　1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格が離島基準燃料価格を上回り，かつ，離島調整上限燃料価格以下の場合

離島ユニバーサルサービス調整単価

$$=（離島平均燃料価格－離島基準燃料価格）\times\frac{ロの離島基準単価}{1{,}000}$$

c　1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格が離島調整上限燃料価格を上回る場合

離島平均燃料価格は，離島調整上限燃料価格といたします。

離島ユニバーサルサービス調整単価

$$=（離島調整上限燃料価格－離島基準燃料価格）\times\frac{ロの離島基準単価}{1{,}000}$$

(ホ) 離島ユニバーサルサービス調整単価の適用

各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価は，その離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

なお，各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は，(5)のとおりといたします。

(ヘ) 離島ユニバーサルサービス調整額

離島ユニバーサルサービス調整額は，その 1 月の使用電力量に(ニ)によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を適用して算定いたします。

なお，離島ユニバーサルサービス調整単価が(ニ) a により算定される場合は，離島ユニバーサルサービス調整額を差し引くものとし，離島ユニバーサルサービス調整単価が(ニ) b または c により算定される場合は，離島ユニバーサルサービス調整額を加えるものといたします。

ロ 離島基準単価

離島基準単価は，離島平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし，次のとおりといたします。

1 キロワット時あたり	1 厘

(5) 適用期間

各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間，各平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間および各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は，次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間 平均市場価格算定期間 離島平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間 市場価格調整単価適用期間 離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間
毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	その年の 6 月の料金に係る計量期間等
毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	その年の 7 月の料金に係る計量期間等
毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間	その年の 8 月の料金に係る計量期間等
毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間	その年の 9 月の料金に係る計量期間等
毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間	その年の 10 月の料金に係る計量期間等
毎年 6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間	その年の 11 月の料金に係る計量期間等
毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間	その年の 12 月の料金に係る計量期間等
毎年 8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間	翌年の 1 月の料金に係る計量期間等
毎年 9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間	翌年の 2 月の料金に係る計量期間等
毎年 10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間	翌年の 3 月の料金に係る計量期間等
毎年 11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間	翌年の 4 月の料金に係る計量期間等
毎年 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間 （翌年が閏年となる場合は，翌年の 2 月 29 日までの期間）	翌年の 5 月の料金に係る計量期間等

■東北電力管内

分類	夏季（7/1～9/30）					
	平日					休日（日曜・祝日）
	0 時～8 時	8 時～13 時	13 時～16 時	16 時～22 時	22 時～24 時	0 時～24 時
定義	夜間	昼間	ピーク時間	昼間	夜間	夜間

分類	夏季以外（1/1～6/30，10/1～12/31）				
	平日			休日	
				日曜・祝日	1/2，1/3，1/4，4/30，5/1，5/2，12/29，12/30，12/31
	0 時～8 時	8 時～22 時	22 時～24 時	0 時～24 時	0 時～24 時
定義	夜間	昼間	夜間	夜間	夜間

（燃料費等調整）

⑴ 燃料費等調整額の算定

燃料費等調整額は，燃料費調整額および市場価格調整額によって算定いたします。ただし， 当該一般送配電事業者等が定める託送約款等において，離島ユニバーサルサービス調整の定め がある場合の燃料費等調整単価は，燃料費調整額，市場価格調整額および離島ユニバーサル サービス調整額によって算定いたします。

⑵ 燃料費調整

イ 燃料費調整額の算定

（イ）平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は，貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき，次の算式によって算定された値といたします。

なお，平均燃料価格は，100 円単位とし，100 円未満の端数は，10 円の位で四捨五入いたします。

平均燃料価格＝A×α＋B×β＋C×γ

A＝各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B＝各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C＝各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

α＝0.0202

β＝0.2699

γ＝0.8714

なお，各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格，1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は，1 円とし，その端数は，小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(ロ) 燃料費調整単価

燃料費調整単価は，契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお，燃料費調整単価の単位は，1 銭とし，その端数は，小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

a 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 39,300 円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (39{,}300\text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{ロの基準単価}}{1{,}000}$$

b 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 39,300 円を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 39{,}300\text{ 円}) \times \frac{\text{ロの基準単価}}{1{,}000}$$

(ハ) 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は，その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

なお，各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は，次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	その年の 6 月の料金に係る計量期間等
毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	その年の 7 月の料金に係る計量期間等
毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間	その年の 8 月の料金に係る計量期間等
毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間	その年の 9 月の料金に係る計量期間等
毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間	その年の 10 月の料金に係る計量期間等
毎年 6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間	その年の 11 月の料金に係る計量期間等
毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間	その年の 12 月の料金に係る計量期間等
毎年 8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間	翌年の 1 月の料金に係る計量期間等
毎年 9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間	翌年の 2 月の料金に係る計量期間等
毎年 10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間	翌年の 3 月の料金に係る計量期間等
毎年 11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間	翌年の 4 月の料金に係る計量期間等

毎年 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間（翌年が閏年となる場合は，翌年の 2 月 29 日までの期間）	翌年の 5 月の料金に係る計量期間等

(ニ) 燃料費調整額

燃料費調整額は，その 1 月の使用電力量に(ロ)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

なお，⑴の燃料費等調整額は，燃料費調整単価が(ロ)a により算定される場合は，燃料費調整額を差し引くものとし，燃料費調整単価が(ロ)b により算定される場合は，燃料費調整額を加えるものといたします。

ロ 基準単価

基準単価は，平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし，次のとおりといたします。

高圧	18 銭 3 厘
特別高圧	17 銭 6 厘

⑶ 市場価格調整

イ 市場価格調整額の算定

(イ) 平均市場価格

1 キロワット時当たりの平均市場価格は，スポット市場価格にもとづき，次の算式によって算定された値といたします。

なお，平均市場価格の単位は，1 銭とし，その端数は，小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

平均市場価格＝X×δ1＋Y×δ2

X ＝各平均市場価格算定期間におけるスポット市場価格の全日平均価格

Y ＝各平均市場価格算定期間における毎日午前 8 時から午後 4 時までの時間におけるスポット市場価格の昼間平均価格

δ1＝0.5332

δ2＝0.4668

なお，各平均市場価格算定期間におけるスポット市場価格の平均価格および各平均市場価格算定期間のうち毎日午前 8 時から午後 4 時までの時間におけるスポット市場価格の平均価格の単位は，1 銭とし，その端数は，小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(ロ) 市場価格調整単価

市場価格調整単価は，契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお，市場価格調整単価の単位は，1 銭とし，その端数は，小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

a　1 キロワット時当たりの平均市場価格が 11 円 51 銭を下回る場合

市場価格調整単価 ＝（11 円 51 銭－平均市場価格）× ロの市場基準単価

b　1 キロワット時当たりの平均市場価格が 11 円 51 銭を上回る場合

市場価格調整単価 ＝（平均市場価格－11 円 51 銭）× ロの市場基準単価

(ハ) 市場価格調整単価の適用

各平均市場価格算定期間の平均市場価格によって算定された市場価格調整単価は，その平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

なお，各平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間は，お客様の検針日により次のとおりといたします。

a　検針日が毎月初日の場合

平均市場価格算定期間	市場価格調整単価適用期間
毎年 1 月 21 日から 2 月 20 日までの期間	その年の 3 月の料金に係る計量期間等
毎年 2 月 21 日から 3 月 20 日までの期間	その年の 4 月の料金に係る計量期間等
毎年 3 月 21 日から 4 月 20 日までの期間	その年の 5 月の料金に係る計量期間等
毎年 4 月 21 日から 5 月 20 日までの期間	その年の 6 月の料金に係る計量期間等
毎年 5 月 21 日から 6 月 20 日までの期間	その年の 7 月の料金に係る計量期間等
毎年 6 月 21 日から 7 月 20 日までの期間	その年の 8 月の料金に係る計量期間等
毎年 7 月 21 日から 8 月 20 日までの期間	その年の 9 月の料金に係る計量期間等
毎年 8 月 21 日から 9 月 20 日までの期間	その年の 10 月の料金に係る計量期間等
毎年 9 月 21 日から 10 月 20 日までの期間	その年の 11 月の料金に係る計量期間等
毎年 10 月 21 日から 11 月 20 日までの期間	その年の 12 月の料金に係る計量期間等
毎年 11 月 21 日から 12 月 20 日までの期間	翌年の 1 月の料金に係る計量期間等
毎年 12 月 21 日から翌年の 1 月 20 日までの期間	翌年の 2 月の料金に係る計量期間等

b　検針日が毎月初日以外の場合

平均市場価格算定期間	市場価格調整単価適用期間
毎年 1 月 21 日から 2 月 20 日までの期間	その年の 4 月の料金に係る計量期間等
毎年 2 月 21 日から 3 月 20 日までの期間	その年の 5 月の料金に係る計量期間等
毎年 3 月 21 日から 4 月 20 日までの期間	その年の 6 月の料金に係る計量期間等
毎年 4 月 21 日から 5 月 20 日までの期間	その年の 7 月の料金に係る計量期間等
毎年 5 月 21 日から 6 月 20 日までの期間	その年の 8 月の料金に係る計量期間等
毎年 6 月 21 日から 7 月 20 日までの期間	その年の 9 月の料金に係る計量期間等
毎年 7 月 21 日から 8 月 20 日までの期間	その年の 10 月の料金に係る計量期間等
毎年 8 月 21 日から 9 月 20 日までの期間	その年の 11 月の料金に係る計量期間等

毎年 9 月 21 日から 10 月 20 日までの期間	その年の 12 月の料金に係る計量期間等
毎年 10 月 21 日から 11 月 20 日までの期間	翌年の 1 月の料金に係る計量期間等
毎年 11 月 21 日から 12 月 20 日までの期間	翌年の 2 月の料金に係る計量期間等
毎年 12 月 21 日から翌年の 1 月 20 日までの期間	翌年の 3 月の料金に係る計量期間等

(ニ) 市場価格調整額

市場価格調整額は，その 1 月の使用電力量に(ロ)によって算定された市場価格調整単価を適用して算定いたします。

なお，⑴の燃料費等調整額は，市場価格調整単価が(ロ) a により算定される場合は，市場価格調整額を差し引くものとし，市場価格調整単価が(ロ) b により算定される場合は，市場価格調整額を加えるものといたします。

ロ 市場基準単価

市場基準単価は，次のとおりといたします。

高圧	12 銭 9 厘
特別高圧	12 銭 4 厘

⑷ 離島ユニバーサルサービス調整

イ 離島ユニバーサルサービス調整額の算定

(イ) 離島平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格は，貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき，次の算式によって算定された値といたします。

なお，離島平均燃料価格は，100 円単位とし，100 円未満の端数は，10 円の位で四捨五入いたします。

離島平均燃料価格＝A×α

A＝各離島平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

α＝1.0000

なお，各離島平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格の単位は，1 円とし，その端数は，小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(ロ) 離島ユニバーサルサービス調整単価

離島ユニバーサルサービス調整単価は，契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお，離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は，1 銭とし，その端数は，小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

a 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格が 79,300 円を下回る場合

離島ユニバーサルサービス調整単価 ＝（79,300 円－離島平均燃料価格）×$\frac{\text{ロの離島基準単価}}{1,000}$

b 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格が 79,300 円を上回る場合

離島ユニバーサルサービス調整単価 ＝（離島平均燃料価格－79,300 円）×$\frac{\text{ロの離島基準単価}}{1,000}$

c 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格が 119,000 円を上回る場合

離島平均燃料価格は，119,000 円といたします。

離島ユニバーサルサービス調整単価 ＝（119,000 円－79,300 円）×$\frac{\text{ロの離島基準単価}}{1,000}$

(ハ) 離島ユニバーサルサービス調整単価の適用

各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価は，その離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価に使用される電気に適用いたします。

なお，適用期間は，次のとおりといたします。

離島平均燃料価格算定期間	離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間
毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	その年の 6 月の料金に係る計量期間等
毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	その年の 7 月の料金に係る計量期間等
毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間	その年の 8 月の料金に係る計量期間等
毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間	その年の 9 月の料金に係る計量期間等
毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間	その年の 10 月の料金に係る計量期間等
毎年 6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間	その年の 11 月の料金に係る計量期間等
毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間	その年の 12 月の料金に係る計量期間等
毎年 8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間	翌年の 1 月の料金に係る計量期間等
毎年 9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間	翌年の 2 月の料金に係る計量期間等
毎年 10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間	翌年の 3 月の料金に係る計量期間等
毎年 11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間	翌年の 4 月の料金に係る計量期間等
毎年 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間（翌年が閏年となる場合は，翌年の 2 月 29 日までの期間）	翌年の 5 月の料金に係る計量期間等

(ニ) 離島ユニバーサルサービス調整額

離島ユニバーサルサービス調整額は，その 1 月の使用電力量に(ロ)によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を適用して算定いたします。

なお，⑴の燃料費等調整額は，離島ユニバーサルサービス調整単価が(ロ) a により算定される場合は，離島ユニバーサルサービス調整額を差し引くものとし，離島ユニバーサルサービス調整単価

が(ロ)ｂまたはｃにより算定される場合は，離島ユニバーサルサービス調整額を加えるものといたします。

ロ 離島基準単価

離島基準単価は，離島平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし，次のとおりといたします。

１キロワット時につき	１厘

■東京電力管内

分類	夏季（7/1～9/30）					
	平日					休日（日曜・祝日）
	0 時～8 時	8 時～13 時	13 時～16 時	16 時～22 時	22 時～24 時	0 時～24 時
定義	夜間	昼間	ピーク時間	昼間	夜間	夜間

分類	夏季以外（1/1～6/30，10/1～12/31）				
	平日			休日	
				日曜・祝日	1/2 ， 1/3 ， 4/30 ， 5/1 ， 5/2，12/30，12/31
	0 時～8 時	8 時～22 時	22 時～24 時	0 時～24 時	0 時～24 時
定義	夜間	昼間	夜間	夜間	夜間

(燃料費調整額)

（1）燃料費調整額の算定

イ　平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は，貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき，次の算式によって算定された値といたします。

また，平均燃料価格の単位は，100 円とし，その端数は，10 円の位で四捨五入いたします。

平均燃料価格＝A×α＋B×β＋C×γ

A＝各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B＝各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C＝各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

α＝0.1173

β＝0.0643

γ＝1.1607

なお，各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格，1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は，1 円とし，その端数は，小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

ロ　燃料費調整単価

燃料費調整単価は，契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお，燃料費調整単価の単位は，1 銭とし，その端数は小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - (2)\text{の基準燃料価格}) \times \frac{(3)\text{の基準単価}}{1{,}000}$$

ハ　燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は，その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

なお，各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は，次のとおりといたします。ただし、計量期間等の始期が毎月初日のお客様の各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、あらかじめお客様にお知らせした場合を除き、次の燃料費調整単価適用期間の各月の前月の料金にかかる計量期間等といたします。

燃料費調整単価適用期間	平均燃料価格算定期間
毎年 1 月の料金に係る計量期間等	前年の 11 月 1 日から 11 月 30 日までの期間
毎年 2 月の料金に係る計量期間等	前年の 12 月 1 日から 12 月 31 日までの期間
毎年 3 月の料金に係る計量期間等	その年の 1 月 1 日から 1 月 31 日までの期間
毎年 4 月の料金に係る計量期間等	その年の 2 月 1 日から 2 月 28 日までの期間（閏年の場合は、2 月 29 日までの期間）
毎年 5 月の料金に係る計量期間等	その年の 3 月 1 日から 3 月 31 日までの期間
毎年 6 月の料金に係る計量期間等	その年の 4 月 1 日から 4 月 30 日までの期間
毎年 7 月の料金に係る計量期間等	その年の 5 月 1 日から 5 月 31 日までの期間
毎年 8 月の料金に係る計量期間等	その年の 6 月 1 日から 6 月 30 日までの期間
毎年 9 月の料金に係る計量期間等	その年の 7 月 1 日から 7 月 31 日までの期間
毎年 10 月の料金に係る計量期間等	その年の 8 月 1 日から 8 月 31 日までの期間
毎年 11 月の料金に係る計量期間等	その年の 9 月 1 日から 9 月 30 日までの期間
毎年 12 月の料金に係る計量期間等	その年の 10 月 1 日から 10 月 31 日までの期間

ニ　燃料費調整額

燃料費調整額はその 1 月の使用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

（2）基準燃料価格

基準燃料価格は，次のとおりといたします。

基準燃料価格	35,600 円

（３）基準燃料単価

基準燃料単価は，平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし，次のとおりといたします。

ベーシックプラン

高圧	１キロワット時につき	14 銭 4 厘
特別高圧	１キロワット時につき	14 銭 1 厘

市場調整ゼロプラン

高圧	１キロワット時につき	26 銭 3 厘
特別高圧	１キロワット時につき	25 銭 6 厘

（市場価格調整額）

（１）市場価格調整額の算定

イ　平均市場価格

１キロワット時当たりの時間帯別の平均市場価格は，スポット市場価格のエリアプライスにもとづき，各平均市場価格算定期間における時間帯別に算定した 1 キロワット時当たりの単純平均スポット市場価格といたします。

なお，平均市場価格の単位は，１ 銭とし，その端数は，小数点以下第１ 位で四捨五入いたします。

ロ　市場価格調整単価

市場価格調整単価は，時間帯別に，次の算式によって算定された値とします。

なお、市場価格調整単価の単位は，１ 銭とし，その端数は，小数点以下第１ 位で四捨五入いたします。

市場価格調整単価＝（平均市場価格－（２）の基準市場価格）×（３）の基準市場単価

ハ　市場価格調整額

市場価格調整額は，その １ 月の時間帯別の使用電力量にロによって算定された市場価格調整単価を適用して算定いたします。

（２）基準市場価格

基準市場価格	11 円 60 銭

（３）基準市場単価

各月の基準市場単価は平均市場価格１円変動した場合の値とし，次のとおりといたします。

なお、計量期間等の始期が毎月初日のベーシックプランのお客さまの市場価格調整単価適用期間は、あらかじめお客さまにお知らせした場合を除き、次の市場価格調整単価適用期間の各月の前月の料金にかかる計量期間等といたします。

【特別高圧】

市場価格調整単価適用期間	1キロワット時につき
毎年1月の料金に係る計量期間等	46銭3厘
毎年2月の料金に係る計量期間等	46銭3厘
毎年3月の料金に係る計量期間等	38銭7厘
毎年4月の料金に係る計量期間等	38銭7厘
毎年5月の料金に係る計量期間等	38銭7厘
毎年6月の料金に係る計量期間等	38銭7厘
毎年7月の料金に係る計量期間等	48銭0厘
毎年8月の料金に係る計量期間等	48銭0厘
毎年9月の料金に係る計量期間等	48銭0厘
毎年10月の料金に係る計量期間等	38銭7厘
毎年11月の料金に係る計量期間等	38銭7厘
毎年12月の料金に係る計量期間等	46銭3厘

【高圧】

市場価格調整単価適用期間	1キロワット時につき
毎年1月の料金に係る計量期間等	47銭4厘
毎年2月の料金に係る計量期間等	47銭4厘
毎年3月の料金に係る計量期間等	39銭7厘
毎年4月の料金に係る計量期間等	39銭7厘
毎年5月の料金に係る計量期間等	39銭7厘
毎年6月の料金に係る計量期間等	39銭7厘
毎年7月の料金に係る計量期間等	49銭2厘
毎年8月の料金に係る計量期間等	49銭2厘
毎年9月の料金に係る計量期間等	49銭2厘
毎年10月の料金に係る計量期間等	39銭7厘
毎年11月の料金に係る計量期間等	39銭7厘
毎年12月の料金に係る計量期間等	47銭4厘

（4）市場価格調整単価の適用

各平均市場価格算定期間の平均市場価格および市場価格調整単価は，その平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

なお，各平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間は，次のとおりといたします。ただし，計量期間等の始期が毎月初日のお客さまの各平均市場価格算定期間に対応する市場価格適用期間は，あらかじめお客さまにお知らせした場合を除き，次の市場価格調整単価適用期間の各月の前月の料金に係る計量期間等といたします。

市場価格調整単価適用期間	平均市場価格算定期間
毎年 1 月の料金に係る計量期間等	前年の 12 月 1 日から 12 月 31 日までの期間
毎年 2 月の料金に係る計量期間等	その年の 1 月 1 日から 1 月 31 日までの期間
毎年 3 月の料金に係る計量期間等	その年の 2 月 1 日から 2 月 28 日までの期間（閏年の場合は、2 月 29 日までの期間）
毎年 4 月の料金に係る計量期間等	その年の 3 月 1 日から 3 月 31 日までの期間
毎年 5 月の料金に係る計量期間等	その年の 4 月 1 日から 4 月 30 日までの期間
毎年 6 月の料金に係る計量期間等	その年の 5 月 1 日から 5 月 31 日までの期間
毎年 7 月の料金に係る計量期間等	その年の 6 月 1 日から 6 月 30 日までの期間
毎年 8 月の料金に係る計量期間等	その年の 7 月 1 日から 7 月 31 日までの期間
毎年 9 月の料金に係る計量期間等	その年の 8 月 1 日から 8 月 31 日までの期間
毎年 10 月の料金に係る計量期間等	その年の 9 月 1 日から 9 月 30 日までの期間
毎年 11 月の料金に係る計量期間等	その年の 10 月 1 日から 10 月 31 日までの期間
毎年 12 月の料金に係る計量期間等	その年の 11 月 1 日から 11 月 30 日までの期間

■中部電力管内

分類	夏季（7/1～9/30）					
	平日					休日（日曜・祝日）
	0 時～8 時	8 時～10 時	10 時～17 時	17 時～22 時	22 時～24 時	0 時～24 時
定義	夜間	昼間	ピーク時間	昼間	夜間	夜間

分類	夏季以外（1/1～6/30，10/1～12/31）				
	平日			休日	
				日曜・祝日	1/2 ， 1/3 ， 4/30 ， 5/1 ， 5/2，12/30，12/31
	0 時～8 時	8 時～22 時	22 時～24 時	0 時～24 時	22 時～24 時
定義	夜間	昼間	夜間	夜間	夜間

（燃料費等調整額）

(1) 燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油平均換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は，貿易統計の輸入品の数量及び価額の値にもとづき，次の算式によって算定された値といたします。

なお，平均燃料価格は，100 円単位とし，100 円未満の端数は，10 円のくらいで四捨五入いたします。

平均燃料価格＝A×α＋B×β＋C×γ

A＝各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B＝各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C＝各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

α＝0.2845

β＝0.3302

γ＝0.3571

なお，各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格および 1 キロリットル当たりの平均原油価格の単位は，1 円とし，その端数は，小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

ロ 平均市場価格

1 キロワット時当たりの平均市場価格は，スポット市場価格にもとづき，次の算式によって算定された値といたします。

なお，平均市場価格の単位は，1 銭とし，その端数は，小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

平均市場価格＝ X × x ＋ Y × y

X ＝各平均市場価格算定期間におけるスポット市場価格の全日平均価格

Y ＝各平均市場価格算定期間における毎日午前 6 時から午後 6 時までの時間におけるスポット市場価格の昼間平均価格

x ＝0.8495

y ＝0.1505

なお，各平均市場価格算定期間におけるスポット市場価格の平均価格および各平均市場価格算定期間のうち毎日午前 6 時から午後 6 時までの時間におけるスポット市場価格の平均価格の単位は，1 銭とし，その端数は，小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

ハ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は，契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお，燃料費調整単価の単位は，1 銭とし，その端数は，小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

燃料費調整単価＝（平均燃料価格－52,900 円）$\times \frac{(2)\text{の基準単価}}{1{,}000}$＋（３）の卸市場単価 ＋ （５）のヘンリーハブ価格調整単価

ニ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格および平均市場価格によって算定された燃料費調整単価は，その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

なお，各平均燃料価格算定期間および各平均市場価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は，次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	平均市場価格算定期間	燃料費等調整単価適用期間
毎年 1 月 1 日から 1 月 31 日までの期間	毎年 1 月 21 日から 2 月 20 日までの期間	その年の 4 月の料金に係る計量期間等
毎年 2 月 1 日から 2 月 28 日までの期間 （閏年の場合は，2 月 29 日までの期間）	毎年 2 月 21 日から 3 月 20 日までの期間	その年の 5 月の料金に係る計量期間等
毎年 3 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	毎年 3 月 21 日から 4 月 20 日までの期間	その年の 6 月の料金に係る計量期間等
毎年 4 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	毎年 4 月 21 日から 5 月 20 日までの期間	その年の 7 月の料金に係る計量期間等
毎年 5 月 1 日から 5 月 31 日までの期間	毎年 5 月 21 日から 6 月 20 日までの期間	その年の 8 月の料金に係る計量期間等
毎年 6 月 1 日から 6 月 30 日までの期間	毎年 6 月 21 日から 7 月 20 日までの期間	その年の 9 月の料金に係る計量期間等
毎年 7 月 1 日から 7 月 31 日までの期間	毎年 7 月 21 日から 8 月 20 日までの期間	その年の 10 月の料金に係る計量期間等
毎年 8 月 1 日から 8 月 31 日までの期間	毎年 8 月 21 日から 9 月 20 日までの期間	その年の 11 月の料金に係る計量期間等
毎年 9 月 1 日から 9 月 30 日までの期間	毎年 9 月 21 日から 10 月 20 日までの期間	その年の 12 月の料金に係る計量期間等
毎年 10 月 1 日から 10 月 31 日までの期間	毎年 10 月 21 日から 11 月 20 日までの期間	翌年の 1 月の料金に係る計量期間等
毎年 11 月 1 日から 11 月 30 日までの期間	毎年 11 月 21 日から 12 月 20 日までの期間	翌年の 2 月の料金に係る計量期間等
毎年 12 月 1 日から 12 月 31 日までの期間	毎年 12 月 21 日から翌年の 1 月 20 日までの期間	翌年の 3 月の料金に係る計量期間等

ホ 燃料費調整額

燃料費調整額は，その 1 月の使用電力量にハによって算定された燃料費調整単価の絶対値を適用して算定いたします。なお，ハによって算定された燃料費調整単価が負の値となる場合は，燃料費調整額を差し引くものとし，正の値となる場合は，燃料費調整額を加えるものといたします。

(2) 基準単価

基準単価は，平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし，次のとおりといたします。

高圧	1 キロワット時につき	9 銭 2 厘

特別高圧	1キロワット時につき	9銭1厘

(3) 卸市場単価

卸市場単価は，次の算式によって算定された値といたします。

なお，卸市場単価の単位は，1銭とし，その端数は，小数点以下第1位で四捨五入いたします。

卸市場単価＝（平均市場価格－12円16銭）×（4）の調整係数

(4) 調整係数

各月の調整係数は平均市場価格1円変動した場合の値とし，次のとおりといたします。

【特別高圧】

市場価格調整単価適用期間	1キロワット時につき
毎年1月の料金に係る計量期間等	0.354
毎年2月の料金に係る計量期間等	0.370
毎年3月の料金に係る計量期間等	0.329
毎年4月の料金に係る計量期間等	0.249
毎年5月の料金に係る計量期間等	0.226
毎年6月の料金に係る計量期間等	0.262
毎年7月の料金に係る計量期間等	0.263
毎年8月の料金に係る計量期間等	0.272
毎年9月の料金に係る計量期間等	0.242
毎年10月の料金に係る計量期間等	0.237
毎年11月の料金に係る計量期間等	0.277
毎年12月の料金に係る計量期間等	0.307

【高圧】

市場価格調整単価適用期間	1キロワット時につき
毎年1月の料金に係る計量期間等	0.359
毎年2月の料金に係る計量期間等	0.375
毎年3月の料金に係る計量期間等	0.333
毎年4月の料金に係る計量期間等	0.253
毎年5月の料金に係る計量期間等	0.229
毎年6月の料金に係る計量期間等	0.266
毎年7月の料金に係る計量期間等	0.266
毎年8月の料金に係る計量期間等	0.275
毎年9月の料金に係る計量期間等	0.245
毎年10月の料金に係る計量期間等	0.240
毎年11月の料金に係る計量期間等	0.281

毎年 12 月の料金に係る計量期間等	0.311

(5) ヘンリーハブ価格調整単価

ヘンリーハブ価格調整単価は，次の算式によって算定された値といたします。なお，ヘンリーハブ価格調整単価の単位は，1 銭とし，その端数は，小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

ヘンリーハブ価格調整単価＝（(6) の基準ヘンリーハブ単価 × $\frac{(7)\text{のヘンリーハブ価格}}{2.867\$/MMBtu}$ ＋ (8) の基準輸送関連単価 ）× $\frac{(9)\text{ の平均為替レート}}{147.60\ 円/\$}$ － (10) の基準ヘンリーハブ・輸送関連単価

(6) 基準ヘンリーハブ単価

基準ヘンリーハブ単価は，ヘンリーハブ価格が 2.867 $ /MMBtu 変動した場合の値とし，次のとおりといたします。

高圧	1 キロワット時につき	23 銭 6 厘
特別高圧	1 キロワット時につき	23 銭 3 厘

(7) ヘンリーハブ価格

ヘンリーハブ価格は、ﾆｭｰﾖｰｸ・ﾏｰｶﾝﾀｲﾙ取引所（NYMEX）における当該月の前月第 3 最終営業日の清算価格とし、各ヘンリーハブ価格調整単価適用期間に適用するヘンリーハブ価格は，次のとおりといたします。

ヘンリーハブ価格調整単価適用期間	ヘンリーハブ価格
毎年 1 月の料金に係る計量期間等	前年の 9 月の第 3 最終営業日の清算価格
毎年 2 月の料金に係る計量期間等	前年の 10 月の第 3 最終営業日の清算価格
毎年 3 月の料金に係る計量期間等	前年の 11 月の第 3 最終営業日の清算価格
毎年 4 月の料金に係る計量期間等	前年の 12 月の第 3 最終営業日の清算価格
毎年 5 月の料金に係る計量期間等	その年の 1 月の第 3 最終営業日の清算価格
毎年 6 月の料金に係る計量期間等	その年の 2 月の第 3 最終営業日の清算価格
毎年 7 月の料金に係る計量期間等	その年の 3 月の第 3 最終営業日の清算価格
毎年 8 月の料金に係る計量期間等	その年の 4 月の第 3 最終営業日の清算価格
毎年 9 月の料金に係る計量期間等	その年の 5 月の第 3 最終営業日の清算価格
毎年 10 月の料金に係る計量期間等	その年の 6 月の第 3 最終営業日の清算価格
毎年 11 月の料金に係る計量期間等	その年の 7 月の第 3 最終営業日の清算価格
毎年 12 月の料金に係る計量期間等	その年の 8 月の第 3 最終営業日の清算価格

(8) 基準輸送関連単価

基準輸送関連単価は，為替レートが 147.60 円/ $ 変動した場合の値とし，次のとおりといたします。

高圧	1 キロワット時につき	45 銭 8 厘

特別高圧	1キロワット時につき	45銭2厘

(9) 平均為替レート

平均為替レートは、貿易統計における算出方法にて算定した月次の為替レートとし、各ヘンリーハブ価格調整単価適用期間に対応する平均為替レート算定期間は，次のとおりといたします。

ヘンリーハブ価格調整単価適用期間	平均為替レート算定期間
毎年1月の料金に係る計量期間等	前年の10月1日から10月31日までの期間
毎年2月の料金に係る計量期間等	前年の11月1日から11月30日までの期間
毎年3月の料金に係る計量期間等	前年の12月1日から12月31日までの期間
毎年4月の料金に係る計量期間等	その年の1月1日から1月31日までの期間
毎年5月の料金に係る計量期間等	その年の2月1日から2月28日までの期間（閏年の場合は、2月29日までの期間）
毎年6月の料金に係る計量期間等	その年の3月1日から3月31日までの期間
毎年7月の料金に係る計量期間等	その年の4月1日から4月30日までの期間
毎年8月の料金に係る計量期間等	その年の5月1日から5月31日までの期間
毎年9月の料金に係る計量期間等	その年の6月1日から6月30日までの期間
毎年10月の料金に係る計量期間等	その年の7月1日から7月31日までの期間
毎年11月の料金に係る計量期間等	その年の8月1日から8月31日までの期間
毎年12月の料金に係る計量期間等	その年の9月1日から9月30日までの期間

(10) 基準ヘンリーハブ・輸送関連単価

基準ヘンリーハブ・輸送関連単価は，次のとおりといたします。

高圧	1キロワット時につき	69銭4厘
特別高圧	1キロワット時につき	68銭5厘

■北陸電力管内

分類	夏季（7/1～9/30）					
	平日					休日（日曜・祝日）
	0 時～8 時	8 時～13 時	13 時～16 時	16 時～22 時	22 時～24 時	0 時～24 時
定義	夜間	昼間	ピーク時間	昼間	夜間	夜間

分類	夏季以外（1/1～6/30，10/1～12/31）				
	平日			休日	
				日曜・祝日	1/2，1/3，1/4，5/1 ， 5/2 ，12/30，12/31
	0 時～8 時	8 時～22 時	22 時～24 時	0 時～24 時	0 時～24 時
定義	夜間	昼間	夜間	夜間	夜間

（燃料費等調整額）

(1) 燃料費等調整単価の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は，貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき，次の算式によって算定された値といたします。

なお，平均燃料価格は，１００円単位とし，１００円未満の端数は，１０円の位で四捨五入いたします。

平均燃料価格＝A×α＋B×β＋C×γ

A＝各平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格

B＝各平均燃料価格算定期間における１トン当たりの平均液化天然ガス価格

C＝各平均燃料価格算定期間における１トン当たりの平均石炭価格

α＝0.0415

β＝0.0745

γ＝1.2499

なお，各平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格，１トン当たりの平均液化天然ガス価格および１トン当たりの平均石炭価格の単位は，１円とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

ロ 基準燃料単価

基準燃料単価は，平均燃料価格が１，０００円変動した場合の値とし，次のとおりといたします。

高圧	１キロワット時につき	15 銭 7 厘
特別高圧	１キロワット時につき	15 銭 4 厘

ハ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は，契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお，燃料費調整単価の単位は，１銭とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

$$\text{燃料費調整単価}=(\text{平均燃料価格}-79{,}800\text{円})\times\frac{\text{ロの基準燃料単価}}{1,000}$$

(2) 市場価格調整単価の算定

イ 平均市場価格

１キロワット時当たりの平均市場価格は，各平均市場価格算定期間における６時から１８時までの北陸エリアプライスの単純平均価格といたします。

なお，平均市場価格の単位は，１銭とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

ロ 基準市場単価

基準市場単価は，平均市場価格が１円変動した場合の値とし，次のとおりといたします。

高圧	１キロワット時につき	14 銭 9 厘
特別高圧	１キロワット時につき	14 銭 5 厘

ハ 市場価格調整単価

市場価格調整単価は，契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお，市場価格調整単価の単位は，１銭とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

(イ) １キロワット時当たりの平均市場価格が 5 円 00 銭を下回る場合

市場価格調整単価＝（平均市場価格－5 円 00 銭）×ロの基準市場単価

(ロ) １キロワット時当たりの平均市場価格が 29 円 00 銭を上回る場合

市場価格調整単価＝（平均市場価格－29 円 00 銭）×ロの基準市場単価

(ハ) １キロワット時当たりの平均市場価格が 5 円 00 銭以上，29 円 00 銭以下の場合

市場価格調整単価は零といたします。

(3) 燃料費等調整単価の算定

燃料費等調整単価は，次の算式により算定した値といたします。

燃料費等調整単価＝燃料費調整単価＋市場価格調整単価

(4) 燃料費等調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格および各平均市場価格算定期間の平均市場価格によって算定された燃料費等調整単価は，その平均燃料価格算定期間および平均市場価格算定期間に対応する次の燃料費等調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

平均燃料価格算定期間	平均市場価格算定期間	燃料費等調整単価適用期間
毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	毎年 4 月 24 日から 5 月 23 日までの期間	その年の 6 月 1 日から 6 月３０日までの期間
毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	毎年 5 月 24 日から 6 月 23 日までの期間	その年の 7 月 1 日から 7 月 31 日までの期間
毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間	毎年 6 月 24 日から 7 月 23 日までの期間	その年の８月１日から８月３１日までの期間
毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間	毎年 7 月 24 日から 8 月 23 日までの期間	その年の９月１日から９月３０日までの期間
毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間	毎年 8 月 24 日から 9 月 23 日までの期間	その年の１０月１日から１０月３１日までの期間
毎年 6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間	毎年 9 月 24 日から 10 月 23 日までの期間	その年の１１月１日から１１月３０日までの期間
毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間	毎年 10 月 24 日から 11 月 23 日までの期間	その年の１２月１日から１２月３１日までの期間
毎年 8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間	毎年 11 月 24 日から 12 月 23 日までの期間	翌年の１月１日から１月３１日までの期間
毎年 9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間	毎年 12 月 24 日から翌年の 1 月 23 日までの期間	翌年の２月１日から２月２８日までの期間（閏年の場合は，2 月 29 日までの期間）
毎年 10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間	翌年の 1 月 24 日から 2 月 23 日までの期間	翌年の３月１日から３月３１日までの期間
毎年 11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間	翌年の 2 月 24 日から 3 月 23 日までの期間	翌年の４月１日から４月３０日までの期間
毎年 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間（翌年が閏年となる場合は，翌年の 2 月 29 日までの期間）	翌年の 3 月 24 日から 4 月 23 日までの期間	翌年の５月１日から５月３１日までの期間

(5) 燃料費等調整額

燃料費等調整額は，その 1 月の使用電力量に(3)によって算定された燃料費等調整単価を適用して算定いたします。

■関西電力管内

分類	夏季（7/1～9/30）					
	平日					休日（日曜・祝日）
	0 時～8 時	8 時～10 時	10 時～17 時	17 時～22 時	22 時～24 時	0 時～24 時
定義	夜間	昼間	ピーク時間	昼間	夜間	夜間

分類	夏季以外（1/1～6/30，10/1～12/31）				
	平日			休日	
				日曜・祝日	1/2， 1/3，4/30， 5/1，5/2，12/30，12/31
	0 時～8 時	8 時～22 時	22 時～24 時	0 時～24 時	22 時～24 時
定義	夜間	昼間	夜間	夜間	夜間

(燃料費調整額)

（1）燃料費調整額の算定

イ　平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は，貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき，次の算式によって算定された値といたします。

なお，平均燃料価格は，100 円単位とし，100 円未満の端数は，10 円の位で四捨五入いたします。

平均燃料価格＝A×α＋B×β＋C×γ

A＝各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B＝各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C＝各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

α＝0.0338

β＝0.0324

γ＝1.3547

なお，各平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格，１トン当たりの平均液化天然ガス価格および１トン当たりの平均石炭価格の単位は，１円とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

ロ　燃料費調整単価

燃料費調整単価は，契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお，燃料費調整単価の単位は，１銭とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

(ｲ)　１キロリットル当たりの平均燃料価格が 37,500 円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (37{,}500\text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{⑵の基準単価}}{1{,}000}$$

(ﾛ)　１キロリットル当たりの平均燃料価格が 37,500 円を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 37{,}500\text{円}) \times \frac{\text{⑵の基準単価}}{1{,}000}$$

ハ　燃料費調整額

燃料費調整額は，その１月の使用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。なお，燃料費調整単価がロ(イ)により算定される場合は，燃料費調整額を差し引くものとし，ロ(ロ)により算定される場合は，燃料費調整額を加えるものといたします。

（２）基準単価

基準単価は，平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし，次のとおりといたします。

年	月分	高圧の場合	特高の場合
2026 年	11 月分	32 銭 3 厘	31 銭 9 厘
	12 月分	30 銭 0 厘	29 銭 7 厘
2027 年	1 月分	30 銭 0 厘	29 銭 6 厘
	2 月分	29 銭 9 厘	29 銭 6 厘
	3 月分	27 銭 8 厘	27 銭 5 厘
上限値		64 銭 6 厘	63 銭 8 厘

(市場価格調整)

（１）市場価格調整額の算定

イ　平均市場価格

１キロワット時当たりの平均市場価格は，各平均市場価格算定期間における(イ)で定める調整時間帯ごとの単純平均スポット市場価格に(ロ)で定めるその平均市場価格算定期間および調整時間帯に対応する時間帯比率をそれぞれ乗じてえた値の合計といたします。

なお，平均市場価格および各平均市場価格算定期間におけるイで定める調整時間帯ごとの単純平均スポット市場価格の単位は，１銭とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

(イ) 調整時間帯

各平均市場価格算定期間に対応する調整時間帯は，次のとおりとし，平日および土 日祝日等ごとに設定いたします。なお，平日とは，土日祝日等以外の日とし，土日祝 日等とは，土曜日，日曜日，「国民の祝日に関する法律」に規定する休日，1 月 2 日，1 月 3 日，4 月 30 日，5 月 1 日，5 月 2 日，12 月 30 日および 12 月 31 日といたします。

平均市場価格算定期間	時間帯 1	時間帯 2	時間帯 3	時間帯 4	時間帯 5
毎年 2 月 21 日から 11 月 20 日までの期間	毎日 0 時から 8 時までの時間	毎日 8 時から 13 時までの時間	毎日 13 時から 17 時までの時間	毎日 17 時から 20 時までの時間	毎日 20 時から 24 時までの時間
毎年 11 月 21 日から翌年の 2 月 20 日までの期間	毎日 0 時から 6 時までの時間	毎日 6 時から 10 時までの時間	毎日 10 時から 16 時までの時間	毎日 16 時から 20 時までの時間	

(ロ) 時間帯比率

平均市場価格算定期間およびイで定める各調整時間帯に対応する時間帯比率は，次のとおりといたします。

平均市場価格算定期間		時間帯 1	時間帯 2	時間帯 3	時間帯 4	時間帯 5
毎年 2 月 21 日から 3 月 20 日までの期間	平日	0.1670	0.2728	0.1744	0.1188	0.1131
	土日祝日等	0.0472	0.0397	0.0164	0.0229	0.0277
毎年 3 月 21 日から 4 月 20 日までの期間	平日	0.1442	0.2459	0.1871	0.1301	0.1153
	土日祝日等	0.0586	0.0373	0.0208	0.0313	0.0294
毎年 4 月 21 日から 5 月 20 日までの期間	平日	0.0952	0.2385	0.2183	0.1460	0.1131
	土日祝日等	0.0232	0.0421	0.0414	0.0505	0.0317
毎年 5 月 21 日から 6 月 20 日までの期間	平日	0.0522	0.2715	0.2781	0.1651	0.1059
	土日祝日等	0.0143	0.0305	0.0326	0.0314	0.0184
毎年 6 月 21 日から 7 月 20 日までの期間	平日	0.0296	0.2474	0.2664	0.1534	0.1036
	土日祝日等	0.0039	0.0447	0.0667	0.0548	0.0295
毎年 7 月 21 日から 8 月 20 日までの期間	平日	0.0067	0.2408	0.2940	0.1687	0.1026
	土日祝日等	0.0003	0.0391	0.0682	0.0541	0.0255
毎年 8 月 21 日から 9 月 20 日までの期間	平日	0.0027	0.2439	0.2973	0.1582	0.0719
	土日祝日等	0.0007	0.0648	0.0770	0.0576	0.0259
毎年 9 月 21 日から 10 月 20 日までの期間	平日	0.0582	0.2822	0.2841	0.1598	0.0950
	土日祝日等	0.0053	0.0246	0.0373	0.0403	0.0132
毎年 10 月 21 日から 11 月 20 日までの期間	平日	0.1236	0.2551	0.2130	0.1458	0.1059
	土日祝日等	0.0361	0.0316	0.0268	0.0359	0.0262
	平日	0.0698	0.1660	0.2704	0.1935	0.1236

平均市場価格算定期間		時間帯 1	時間帯 2	時間帯 3	時間帯 4	時間帯 5
毎年 11 月 21 日から 12 月 20 日までの期間	土日祝日等	0.0393	0.0310	0.0319	0.0441	0.0304
毎年 12 月 21 日から翌年 1 月 20 日までの期間	平日	0.0264	0.1762	0.2904	0.2029	0.1186
	土日祝日等	0.0240	0.0303	0.0217	0.0590	0.0505
翌年の 1 月 21 日から 2 月 20 日までの期間	平日	0.0584	0.1839	0.2757	0.1777	0.1170
	土日祝日等	0.0277	0.0303	0.0470	0.0439	0.0384

ロ　市場価格調整単価

1キロワット時当たりの市場価格調整単価は，各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。なお，市場価格調整単価の単位は，1銭とし，その端数は，小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(イ) 1キロワット時当たりの平均市場価格が 10 円 82 銭を下回る場合

市場価格調整単価＝（10 円 82 銭－平均市場価格）×（2）の調整係数

(ロ) 1キロワット時当たりの平均市場価格が 10 円 82 銭を上回る場合

市場価格調整単価＝（平均市場価格－10 円 82 銭）×（2）の調整係数

ハ　市場価格調整額

市場価格調整額は，その 1 月の使用電力量にロによって算定された市場価格調整単価を適用して算定いたします。なお，市場価格調整単価がロ(イ)により算定される場合は，市場価格調整額を差し引くものとし，ロ(ロ)により算定される場合は，市場価格調整額を加えるものといたします。

（2）調整係数

調整係数は、以下のとおりといたします。

年	月分	高圧 みなし小売事業者の契約電力が 500kW 未満	高圧 みなし小売事業者の契約電力が 500kW 以上	特別高圧
2026 年	11 月分	0.321	0.204	0.201
	12 月分	0.204	0.304	0.299
2027 年	1 月分	0.304	0.288	0.284
	2 月分	0.288	0.251	0.248
	3 月分	0.251	0.252	0.249
	4 月分	0.252	—	—
上限値		0.499	0.499	0.493

（適用期間）

各平均燃料価格、平均市場価格および離島平均燃料価格の算定期間に対応する燃料費調整単価、市場価格調整単価および離島ユニバーサルサービス調整単価の適用期間は次のとおりといたします。

燃料費調整

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の6月の料金に係る計量期間等
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の7月の料金に係る計量期間等
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の8月の料金に係る計量期間等
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の9月の料金に係る計量期間等
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の10月の料金に係る計量期間等
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の11月の料金に係る計量期間等
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の12月の料金に係る計量期間等
毎年8月1日から10月31日までの期間	翌年の1月の料金に係る計量期間等
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の2月の料金に係る計量期間等
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の3月の料金に係る計量期間等
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の4月の料金に係る計量期間等
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は，翌年の2月29日までの期間）	翌年の5月の料金に係る計量期間等

市場価格調整

分割供給でみなし小売電気事業者の契約電力が500kW未満のお客さま

平均市場価格算定期間	市場価格調整単価適用期間
毎年2月21日から3月20日までの期間	その年の5月分の料金に係る計量期間等
毎年3月21日から4月20日までの期間	その年の6月分の料金に係る計量期間等
毎年4月21日から5月20日までの期間	その年の7月分の料金に係る計量期間等
毎年5月21日から6月20日までの期間	その年の8月分の料金に係る計量期間等
毎年6月21日から7月20日までの期間	その年の9月分の料金に係る計量期間等
毎年7月21日から8月20日までの期間	その年の10月分の料金に係る計量期間等
毎年8月21日から9月20日までの期間	その年の11月分の料金に係る計量期間等
毎年9月21日から10月20日までの期間	その年の12月分の料金に係る計量期間等
毎年10月21日から11月20日までの期間	翌年の1月分の料金に係る計量期間等
毎年11月21日から12月20日までの期間	翌年の2月分の料金に係る計量期間等
毎年12月21日から翌年の1月20日までの期間	翌年の3月分の料金に係る計量期間等
翌年の1月21日から2月20日までの期間	翌年の4月分の料金に係る計量期間等

全量供給のお客さまおよび分割供給でみなし小売電気事業者の契約電力が500kW以上のお客さま

平均市場価格算定期間	市場価格調整単価適用期間
毎年 2 月 21 日から 3 月 20 日までの期間	その年の 4 月分の料金に係る計量期間等
毎年 3 月 21 日から 4 月 20 日までの期間	その年の 5 月分の料金に係る計量期間等
毎年 4 月 21 日から 5 月 20 日までの期間	その年の 6 月分の料金に係る計量期間等
毎年 5 月 21 日から 6 月 20 日までの期間	その年の 7 月分の料金に係る計量期間等
毎年 6 月 21 日から 7 月 20 日までの期間	その年の 8 月分の料金に係る計量期間等
毎年 7 月 21 日から 8 月 20 日までの期間	その年の 9 月分の料金に係る計量期間等
毎年 8 月 21 日から 9 月 20 日までの期間	その年の 10 月分の料金に係る計量期間等
毎年 9 月 21 日から 10 月 20 日までの期間	その年の 11 月分の料金に係る計量期間等
毎年 10 月 21 日から 11 月 20 日までの期間	その年の 12 月分の料金に係る計量期間等
毎年 11 月 21 日から 12 月 20 日までの期間	翌年の 1 月分の料金に係る計量期間等
毎年 12 月 21 日から翌年の 1 月 20 日までの期間	翌年の 2 月分の料金に係る計量期間等
翌年の 1 月 21 日から 2 月 20 日までの期間	翌年の 3 月分の料金に係る計量期間等

■中国電力管内

分類	夏季（7/1～9/30）					
	平日					休日（日曜・祝日）
	0 時～8 時	8 時～13 時	13 時～16 時	16 時～22 時	22 時～24 時	0 時～24 時
定義	夜間	昼間	ピーク時間	昼間	夜間	夜間

分類	夏季以外（1/1～6/30，10/1～12/31）				
	平日			休日	
				日曜・祝日	1/2，1/3，1/4，5/1 ， 5/2 ，12/30，12/31
	0 時～8 時	8 時～22 時	22 時～24 時	0 時～24 時	0 時～24 時
定義	夜間	昼間	夜間	夜間	夜間

(燃料費等調整額)

（１）燃料費等調整額の算定

燃料費等調整額は、燃料費調整額、市場価格調整額および離島ユニバーサルサービス調整額によって算定いたします。

（２）燃料費調整額の算定

イ　平均燃料価格

原油換算値１キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

平均燃料価格＝Ａ×α＋Ｂ×β＋Ｃ×γ

Ａ＝各平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格

Ｂ＝各平均燃料価格算定期間における１トン当たりの平均液化天然ガス価格

Ｃ＝各平均燃料価格算定期間における１トン当たりの平均石炭価格

α＝0.0406

β ＝0.0982

γ ＝1.2015

なお、各平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格、１トン当たりの平均液化天然ガス価格および１トン当たりの平均石炭価格の単位は、１円とし、その端数は、小数点以下第１位で四捨五入いたします。

ロ　燃料費調整単価

燃料費調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、１銭とし、その端数は、小数点以下第１位で四捨五入いたします。

（イ）　１キロリットル当たりの平均燃料価格が 41,900 円を下回る場合

$$燃料費調整単価＝（41{,}900\ 円－平均燃料価格）\times \frac{ハの基準単価}{1{,}000}$$

（ロ）　１キロリットル当たりの平均燃料価格が 41,900 円を上回る場合

$$燃料費調整単価＝（平均燃料価格－41{,}900\ 円）\times \frac{ハの基準単価}{1{,}000}$$

ハ　基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

高圧	１キロワット時につき	17 銭 7 厘
特別高圧	１キロワット時につき	17 銭 4 厘

ニ　燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

なお、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、（５）のとおりといたします。

ホ　燃料費調整額

燃料費調整額は、その１月の使用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

なお、ロ（イ）の場合は、燃料費調整額を差し引くものとし、ロ（ロ）の場合は、燃料費調整額を加えるものといたします。

（３）市場価格調整額の算定

イ　平均市場価格

１キロワット時当たりの平均市場価格は、電力市場価格にもとづき次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均市場価格の単位は、１銭とし、その端数は、小数点以下第１位で四捨五入いたします。

平均市場価格＝Ｘ×ｘ＋Ｙ×ｙ

Ｘ＝各平均市場価格算定期間における電力市場価格の平均値

Ｙ＝各平均市場価格算定期間における８時から 16 時に対応する電力市場価格の平均値

ｘ＝0.4861

ｙ＝0.5139

なお、各平均市場価格算定期間における電力市場価格の平均値および各平均市場価格算定期間における８時から 16 時に対応する電力市場価格の平均値の単位は、１銭とし、その端数は、小数点以下第１位で四捨五入いたします。

ロ　市場価格調整単価

１キロワット時当たりの市場価格調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。

なお、市場価格調整単価の単位は、１銭とし、その端数は、小数点以下第１位で四捨五入いたします。

（イ）　１キロワット時当たりの平均市場価格が９円 45 銭を下回る場合

市場価格調整単価＝（9 円 45 銭－平均市場価格）×ハの調整係数

（ロ）　１キロワット時当たりの平均市場価格が９円 45 銭を上回る場合

市場価格調整単価＝（平均市場価格－9 円 45 銭）×ハの調整係数

ハ　調整係数

調整係数は、次のとおりといたします。

高圧で供給を受ける場合	0.265
特別高圧で供給を受ける場合	0.259

ニ　市場価格調整単価の適用

各平均市場価格算定期間の平均市場価格によって算定された市場価格調整単価は、その平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

なお、各平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間は、（５）のとおりといたします。

ホ　市場価格調整額

市場価格調整額は、その１月の使用電力量にロによって算定された市場価格調整単価を適用して算定いたします。

なお、ロ（イ）の場合は、市場価格調整額を差し引くものとし、ロ（ロ）の場合は、市場価格調整額を加えるものといたします。

（４）離島ユニバーサルサービス調整額の算定

イ　離島平均燃料価格

託送約款等に定めるところにより、算定された値といたします。

ロ　離島ユニバーサルサービス調整単価

託送約款等に定めるところにより、従量制供給の場合の離島基準単価に基づき算定された値といたします。

ハ　離島ユニバーサルサービス調整単価の適用

託送約款等に定めるところにより、各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価は、その離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

なお、各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は、（５）のとおりといたします。

ニ　離島ユニバーサルサービス調整額

離島ユニバーサルサービス調整額は、その１月の使用電力量にロによって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を適用して算定するものとし、託送約款等に定めるところにより、差引きまたは加えるものといたします。

（５）適用期間

各平均燃料価格、平均市場価格および離島平均燃料価格の算定期間に対応する燃料費調整単価、市場価格調整単価および離島ユニバーサルサービス調整単価の適用期間は次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間 平均市場価格算定期間 離島平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間 市場価格調整単価適用期間 離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間
毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	その年の 6 月の料金に係る計量期間等
毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	その年の 7 月の料金に係る計量期間等
毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間	その年の 8 月の料金に係る計量期間等
毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間	その年の 9 月の料金に係る計量期間等
毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間	その年の 10 月の料金に係る計量期間等
毎年 6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間	その年の 11 月の料金に係る計量期間等
毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間	その年の 12 月の料金に係る計量期間等
毎年 8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間	翌年の 1 月の料金に係る計量期間等
毎年 9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間	翌年の 2 月の料金に係る計量期間等
毎年 10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間	翌年の 3 月の料金に係る計量期間等
毎年 11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間	翌年の 4 月の料金に係る計量期間等
毎年 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間（翌年が閏年となる場合は，翌年の 2 月 29 日までの期間）	翌年の 5 月の料金に係る計量期間等

■四国電力管内

分類	夏季（7/1～9/30）					
	平日					休日（日曜・祝日）
	0 時～8 時	8 時～13 時	13 時～16 時	16 時～22 時	22 時～24 時	0 時～24 時
定義	夜間	昼間	ピーク時間	昼間	夜間	夜間

分類	夏季以外（1/1～6/30，10/1～12/31）				
	平日			休日	
				日曜・祝日	1/2 ， 1/3 ， 4/30 ， 5/1 ， 5/2，12/30，12/31
	0 時～8 時	8 時～22 時	22 時～24 時	0 時～24 時	0 時～24 時
定義	夜間	昼間	夜間	夜間	夜間

（燃料費等調整額）

1 燃料費調整額の算定

(1) 平均燃料価格

原油換算値１キロリットル当たりの平均燃料価格は，貿易統計（関税法にもとづき公表される統計をいいます。）の輸入品の数量および価額の値にもとづき，次の算式によって算定された値といたします。

なお，平均燃料価格は，100 円単位とし，100 円未満の端数は，10 円の位で四捨五入いたします。

平均燃料価格＝Ａ×α＋Ｂ×β＋Ｃ×γ

Ａ＝各平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格

Ｂ＝各平均燃料価格算定期間における１トン当たりの平均液化天然ガス価格

Ｃ＝各平均燃料価格算定期間における１トン当たりの平均石炭価格

α＝ 0.0845

β＝ 0.0699

γ＝ 1.1962

なお，各平均燃料価格算定期間（(3)〔燃料費調整単価の適用〕の表に定める期間をいいます。）における１キロリットル当たりの平均原油価格，1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および１トン当たりの平均石炭価格の単位は，１円とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

(2) 燃料費調整単価

燃料費調整単価は，次の算式によって算定された値といたします。

なお，燃料費調整単価の単位は，１銭とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

イ　１キロリットル当たりの平均燃料価格が 80,300 円を下回る場合

燃料費調整単価＝（80,300 円－平均燃料価格）×$\frac{\text{２の基準単価}}{1{,}000}$

ロ　１キロリットル当たりの平均燃料価格が 80,300 円を上回る場合

燃料費調整単価＝（平均燃料価格－80,300 円）×$\frac{\text{２の基準単価}}{1{,}000}$

(3) 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は，その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は，次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	その年の 6 月 1 日から 6 月 30 日までの期間
毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	その年の 7 月 1 日から 7 月 31 日までの期間
毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間	その年の 8 月 1 日から 8 月 31 日までの期間
毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間	その年の 9 月 1 日から 9 月 30 日までの期間
毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間	その年の 10 月 1 日から 10 月 31 日までの期間
毎年 6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間	その年の 11 月 1 日から 11 月 30 日までの期間
毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間	その年の 12 月 1 日から 12 月 31 日までの期間
毎年 8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間	翌年の 1 月 1 日から 1 月 31 日までの期間
毎年 9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間	翌年の 2 月 1 日から 2 月 28 日までの期間（閏年の場合は，2 月 29 日までの期間）
毎年 10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間	翌年の 3 月 1 日から 3 月 31 日までの期間
毎年 11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間	翌年の 4 月 1 日から 4 月 30 日までの期間
毎年 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間（翌年が閏年となる場合は，翌年の 2 月 29 日までの期間）	翌年の 5 月 1 日から 5 月 31 日までの期間

(4) 燃料費調整額

燃料費調整額は，その１月の使用電力量に⑵によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。なお，燃料費調整単価が⑵イにより算定される場合は，燃料費調整額を差し引くものとし，⑵ロにより算定される場合は，燃料費調整額を加えるものといたします。

２ 基準単価

基準単価は，平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし，次のとおりといたします。

高圧	1 キロワット時につき	15 銭 4 厘
特別高圧	1 キロワット時につき	15 銭 0 厘

■九州電力管内

分類	夏季（7/1～9/30）					
	平日					休日（日曜・祝日）
	0 時～8 時	8 時～13 時	13 時～16 時	16 時～22 時	22 時～24 時	0 時～24 時
定義	夜間	昼間	ピーク時間	昼間	夜間	夜間

分類	夏季以外（1/1～6/30，10/1～12/31）				
	平日			休日	
				日曜・祝日	1/2 ， 1/3 ， 4/30 ， 5/1 ， 5/2，12/30，12/31
	0 時～8 時	8 時～22 時	22 時～24 時	0 時～24 時	0 時～24 時
定義	夜間	昼間	夜間	夜間	夜間

（燃料費調整額）

１ 燃料費調整額の算定

（1）平均燃料価格

原油換算値１キロリットル当たりの平均燃料価格は，貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき，次の算式によって算定された値といたします。

なお，平均燃料価格は，100 円単位とし，100 円未満の端数は，10 円の位で四捨五入いたします。

平均燃料価格＝Ａ×α＋Ｂ×β＋Ｃ×γ

Ａ＝各平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格

Ｂ＝各平均燃料価格算定期間における１トン当たりの平均液化天然ガス価格

Ｃ＝各平均燃料価格算定期間における１トン当たりの平均石炭価格

α＝0.0028

β＝0.1819

γ＝1.0863

なお，各平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格，１トン当たりの平均液化天然ガス価格および１トン当たりの平均石炭価格の単位は，１円とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

（2）燃料費調整単価

燃料費調整単価は，次の算式によって算定された値といたします。なお，燃料費調整単価の単位は，１銭とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

イ　１キロリットル当たりの平均燃料価格が 46,100 円を下回る場合

$$＝（46{,}100\text{ 円}－\text{平均燃料価格}）\times\frac{\text{２の基準単価}}{1{,}000}$$

ロ　１キロリットル当たりの平均燃料価格が 46,100 円を上回る場合

$$＝（\text{平均燃料価格}－46{,}100\text{ 円}）\times\frac{\text{２の基準単価}}{1{,}000}$$

（3）燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は，その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

イ　各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は，ロおよびハの場合を除き，次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年１月１日から１月３１日までの期間	その年の３月の検針日から４月の検針日の前日までの期間
毎年２月１日から２月２８日までの期間（閏年となる場合は，２月２９日までの期間）	その年の４月の検針日から５月の検針日の前日までの期間
毎年３月１日から３月３１日までの期間	その年の５月の検針日から６月の検針日の前日までの期間
毎年４月１日から４月３０日までの期間	その年の６月の検針日から７月の検針日の前日までの期間
毎年５月１日から５月３１日までの期間	その年の７月の検針日から８月の検針日の前日までの期間

毎年６月１日から６月３０日までの期間	その年の８月の検針日から９月の検針日の前日までの期間
毎年７月１日から７月３１日までの期間	その年の９月の検針日から１０月の検針日の前日までの期間
毎年８月１日から８月３１日までの期間	その年の１０月の検針日から１１月の検針日の前日までの期間
毎年９月１日から９月３０日までの期間	その年の１１月の検針日から１２月の検針日の前日までの期間
毎年１０月１日から１０月３１日までの期間	その年の１２月の検針日から翌年の１月の検針日の前日までの期間
毎年１１月１日から１１月３０日までの期間	翌年の１月の検針日から２月の検針日の前日までの期間
毎年１２月１日から１２月３１日までの期間	翌年の２月の検針日から３月の検針日の前日までの期間

ロ　記録型等計量器により計量する場合で，当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは，ハの場合を除き，各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は，イに準ずるものといたします。この場合，イにいう検針日は，計量日といたします。

ハ　契約種別ごとの契約電力が 500 キロワット以上のお客さま（高圧で電気の供給を受ける場合に限ります。）または特別高圧で電気の供給を受けるお客さま（これらのお客さまに係る自家発補給電力および予備電力を含みます。）で，検針日が毎月初日のお客さまについては，各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は，イに準ずるものといたします。この場合，イにいう各月の検針日は，その月の翌月の初日といたします。

（4）燃料費調整額

燃料費調整額は，その１月の使用電力量に(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

2　基準単価

基準単価は，平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし，次のとおりといたします。

高圧	１キロワット時につき	９銭８厘
特別高圧	１キロワット時につき	９銭６厘

3　燃料費調整額の差引きまたは加算

電力量料金は，1(1)によって算定された平均燃料価格が 46,100 円を下回る場合は，1(4)によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，1(1)によって算定された平均燃料価格が 46,100 円を上回る場合は，1(4)によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

（市場価格調整額）

1　市場価格調整額の算定

（1）平均市場価格

１キロワット時当たりの平均市場価格は，各平均市場価格算定期間におけるスポット市場価格にもとづき，次の算式によって算定された値といたします。ただし，これによりがたい場合は，調整の基準となる市場価格等にもとづき，当社が決定した値といたします。

なお，平均市場価格の単位は，１銭とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

平均市場価格＝全日単価×δ１＋昼間単価×δ２

全日単価＝各平均市場価格算定期間における１キロワット時当たりの単純平均スポット市場価格

昼間単価＝各平均市場価格算定期間における毎日午前６時から午後６時までの１キロワット時当たりの単純平均スポット市場価格

δ１＝0.4627

δ２＝0.5373

なお，全日単価および昼間単価の単位は，１銭とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

（2）市場価格調整単価

市場価格調整単価は，次の算式によって算定された値といたします。

なお，市場価格調整単価の単位は，１銭とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

イ　１キロワット時当たりの平均市場価格が８円 22 銭を下回る場合

市場価格調整単価＝（８円 22 銭－平均市場価格）×２の調整係数

ロ　１キロワット時当たりの平均市場価格が８円 22 銭を上回る場合

市場価格調整単価＝（平均市場価格－８円 22 銭）×２の調整係数

（3）市場価格調整単価の適用

各平均市場価格算定期間の平均市場価格によって算定された市場価格調整単価は，その平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

イ 各平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間は，ロおよびハの場合を除き，次のとおりといたします。

平均市場価格算定期間	市場価格調整単価適用期間
毎年１月 21 日から２月 20 日までの期間	その年の３月の検針日から４月の検針日の前日までの期間
毎年２月 21 日から３月 20 日までの期間	その年の４月の検針日から５月の検針日の前日までの期間
毎年３月 21 日から４月 20 日までの期間	その年の５月の検針日から６月の検針日の前日までの期間
毎年４月 21 日から５月 20 日までの期間	その年の６月の検針日から７月の検針日の前日までの期間

毎年5月21日から6月20日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間
毎年6月21日から7月20日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間
毎年7月21日から8月20日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間
毎年8月21日から9月20日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間
毎年9月21日から10月20日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間
毎年10月21日から11月20日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間
毎年11月21日から12月20日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間
毎年12月21日から翌年の1月20日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間

ロ　記録型等計量器により計量する場合で，当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは，ハの場合を除き，各平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間は，イに準ずるものといたします。この場合，イにいう検針日は，計量日といたします。

ハ　契約種別ごとの契約電力が500キロワット以上のお客さま（高圧で電気の供給を受ける場合に限ります。）または特別高圧で電気の供給を受けるお客さま（これらのお客さまに係る自家発補給電力および予備電力を含みます。）で，検針日が毎月初日のお客さまについては，各平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間は，イに準ずるものといたします。この場合，イにいう各月の検針日は，その月の翌月の初日といたします。

（4）　市場価格調整額

市場価格調整額は，その1月の使用電力量に(2)によって算定された市場価格調整単価を適用して算定いたします。

2　調整係数

調整係数は，平均市場価格が1円変動した場合の値とし，次のとおりといたします。

高圧	1キロワット時につき	28銭4厘
特別高圧	1キロワット時につき	27銭8厘

3　市場価格調整額の差引きまたは加算

電力量料金は，1(1)によって算定された平均市場価格が８円 22 銭を下回る場合は，1(4)によって算定された市場価格調整額を差し引いたものとし，1(1)によって算定された平均市場価格が８円 22 銭を上回る場合は，1(4)によって算定された市場価格調整額を加えたものといたします。

【離島ユニバーサルサービス調整】

1　離島ユニバーサルサービス調整額の算定

（1）離島平均燃料価格

原油換算値１キロリットル当たりの離島平均燃料価格は，貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき，次の算式によって算定された値といたします。

なお，離島平均燃料価格は，100 円単位とし，100 円未満の端数は，10 円の位で四捨五入いたします。

離島平均燃料価格＝Ａ×α＋Ｂ×β＋Ｃ×γ

Ａ＝各離島平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格

Ｂ＝各離島平均燃料価格算定期間における１トン当たりの平均液化天然ガス価格

Ｃ＝各離島平均燃料価格算定期間における１トン当たりの平均石炭価格

α＝1.0000

β＝0.0000

γ＝0.0000

なお，各離島平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格，１トン当たりの平均液化天然ガス価格および１トン当たりの平均石炭価格の単位は，１円とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

（2）離島ユニバーサルサービス調整単価

離島ユニバーサルサービス調整単価は，次の算式によって算定された値といたします。

なお，離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は，１銭とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

イ　１キロリットル当たりの離島平均燃料価格が 79,300 円を下回る場合

離島ユニバーサルサービス調整単価＝（79,300 円－離島平均燃料価格）×$\frac{\text{２の離島基準単価}}{1{,}000}$

ロ　１キロリットル当たりの離島平均燃料価格が 79,300 円を上回り，かつ，119,000 円以下の場合

離島ユニバーサルサービス調整単価＝（離島平均燃料価格－79,300 円）×$\frac{\text{２の離島基準単価}}{1{,}000}$

ハ　１キロリットル当たりの離島平均燃料価格が 119,000 円を上回る場合離島平均燃料価格は，119,000 円といたします。

離島ユニバーサルサービス調整単価＝（119,000 円－79,300 円）×$\frac{\text{２の離島基準単価}}{1{,}000}$

（3）離島ユニバーサルサービス調整単価の適用

各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価は，その離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

イ　各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は，ロおよびハの場合を除き，次のとおりといたします。

離島平均燃料価格算定期間	離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は，翌年の2月29日までの期間）	翌年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間

ロ　記録型等計量器により計量する場合で，当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは，ハの場合を除き，各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は，イに準ずるものといたします。この場合，イにいう検針日は，計量日といたします。

ハ　契約種別ごとの契約電力が 500 キロワット以上のお客さま（高圧で電気の供給を受ける場合に限ります。）または特別高圧で電気の供給を受けるお客さま（これらのお客さまに係る自家発補給電力および予備電力を含みます。）で，検針日が毎月初日のお客さまについては，各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は，イに準ずるものといたします。この場合，イにいう各月の検針日は，その月の翌月の初日といたします。

（4）離島ユニバーサルサービス調整額

離島ユニバーサルサービス調整額は，その１月の使用電力量に(２)によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を適用して算定いたします。

２　離島基準単価

離島基準単価は，離島平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし，次のとおりといたします。

１キロワット時につき	３厘

３　離島ユニバーサルサービス調整額の差引きまたは加算

電力量料金は，１(１)によって算定された離島平均燃料価格が 79,300 円を下回る場合は，１(４)によって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，１(１)によって算定された離島平均燃料価格が 79,300 円を上回る場合は，１(４)によって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

■沖縄電力管内

分類	夏季（7/1～9/30）					
	平日					休日（日曜・祝日）
	0 時～9 時	9 時～13 時	13 時～16 時	16 時～23 時	23 時～24 時	0 時～24 時
定義	夜間	昼間	ピーク時間	昼間	夜間	夜間

分類	夏季以外（1/1～6/30，10/1～12/31）				
	平日			休日	
				日曜・祝日	1/2，1/3，1/4，5/1 ， 5/2 ，12/30，12/31
	0 時～9 時	9 時～23 時	23 時～24 時	0 時～24 時	0 時～24 時
定義	夜間	昼間	夜間	夜間	夜間

（燃料費等調整額）

(1) 燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値１キロリットル当たりの平均燃料価格は，貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき，次の算式によって算定された値といたします。

なお，平均燃料価格は，100 円単位とし，100 円未満の端数は，10 円の位で四捨五入いたします。

平均燃料価格＝Ａ×α＋Ｂ×β＋Ｃ×γ

Ａ＝各平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格

Ｂ＝各平均燃料価格算定期間における１トン当たりの平均液化天然ガス価格

Ｃ＝各平均燃料価格算定期間における１トン当たりの平均石炭価格

α＝0.0065

β＝0.1632

γ＝1.1152

なお，各平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格，１トン当たりの平均液化天然ガス価格および１トン当たりの平均石炭価格の単位は，１円とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

ロ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は，契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお，燃料費調整単価の単位は，１銭とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

(ｲ) １キロリットル当たりの平均燃料価格が 81,500 円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (81{,}500\ \text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{(2)\text{の基準単価}}{1{,}000}$$

(ﾛ) １キロリットル当たりの平均燃料価格が 81,500 円を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 81{,}500\ \text{円}) \times \frac{(2)\text{の基準単価}}{1{,}000}$$

ハ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は，その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

(ｲ) 各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は，(ﾛ)の場合を除き，次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年１月１日から３月 31 日までの期間	その年の５月の検針日から６月の検針日の前日までの期間
毎年２月１日から４月 30 日までの期間	その年の６月の検針日から７月の検針日の前日までの期間
毎年３月１日から５月 31 日までの期間	その年の７月の検針日から８月の検針日の前日までの期間
毎年４月１日から６月 30 日までの期間	その年の８月の検針日から９月の検針日の前日までの期間
毎年５月１日から７月 31 日までの期間	その年の９月の検針日から 10 月の検針日の前日までの期間
毎年６月１日から８月 31 日までの期間	その年の 10 月の検針日から 11 月の検針日の前日までの期間
毎年７月１日から９月 30 日までの期間	その年の 11 月の検針日から 12 月の検針日の前日までの期間
毎年８月１日から 10 月 31 日までの期間	その年の 12 月の検針日から翌年の１月の検針日の前日までの期間

毎年 9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間	翌年の 1 月の検針日から 2 月の検針日前日までの期間
毎年 10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間	翌年の 2 月の検針日から 3 月の検針日の前日までの期間
毎年 11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間	翌年の 3 月の検針日から 4 月の検針日の前日までの期間
毎年 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間（翌年が閏年となる場合は，翌年の 2 月 29 日までの期間）	翌年の 4 月の検針日から 5 月の検針日の前日までの期間

(ﾛ) 託送約款等に定める記録型計量器により計量する場合で，当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは，各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は，(ｲ)に準ずるものといたします。

この場合，(ｲ)にいう検針日は，計量日といたします。

ニ 燃料費調整額

(ｲ) 従量制供給の場合

燃料費調整額は，その 1 月の使用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。なお，燃料費調整単価がロ(ｲ)により算定される場合は，燃料費調整額を差し引くものとし，ロ(ﾛ)により算定される場合は，燃料費調整額を加えるものといたします。

(2) 基準単価

基準単価は，平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値といたします。

イ 従量制供給の場合

基準単価は，次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	高圧で供給を受ける場合	26 銭 3 厘
	特別高圧で供給を受ける場合	25 銭 7 厘

3 離島ユニバーサルサービス調整

(1) 離島ユニバーサルサービス調整額の算定

イ 離島平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格は，貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき，次の算式によって算定された値といたします。

なお，離島平均燃料価格は，100 円単位とし，100 円未満の端数は，10 円の位で四捨五入いたします。

離島平均燃料価格＝A×α

A＝各離島平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

α＝1.0000

なお，各離島平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格の単位は，１円とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

ロ 離島ユニバーサルサービス調整単価

離島ユニバーサルサービス調整単価は，契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお，離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は，１銭とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

(ｲ) １キロリットル当たりの離島平均燃料価格が 79,300 円を下回る場合

$$\text{離島ユニバーサルサービス調整単価}=(79{,}300\ \text{円}-\text{離島平均燃料価格})\times\frac{(2)\text{の基準単価}}{1{,}000}$$

(ﾛ) １キロリットル当たりの離島平均燃料価格が 79,300 円を上回り，かつ，119,000 円以下の場合

$$\text{離島ユニバーサルサービス調整単価}=(\text{離島平均燃料価格}-79{,}300\ \text{円})\times\frac{(2)\text{の基準単価}}{1{,}000}$$

(ﾊ) １キロリットル当たりの離島平均燃料価格が 119,000 円を上回る場合

離島平均燃料価格は，119,000 円といたします。

$$\text{離島ユニバーサルサービス調整単価}=(119{,}000\ \text{円}-79{,}300\ \text{円})\times\frac{(2)\text{の基準単価}}{1{,}000}$$

ハ 離島ユニバーサルサービス調整単価の適用

各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価は，その離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

(ｲ) 各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は，(ﾛ)および(ﾊ)の場合を除き，次のとおりといたします。

離島平均燃料価格算定期間	離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間
毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	その年の 5 月の検針日から 6 月の検針日の前日までの期間
毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	その年の 6 月の検針日から 7 月の検針日の前日までの期間
毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間	その年の 7 月の検針日から 8 月の検針日の前日までの期間

毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間	その年の 8 月の検針日から 9 月の検針日の前日までの期間
毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間	その年の 9 月の検針日から 10 月の検針日の前日までの期間
毎年 6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間	その年の 10 月の検針日から 11 月の検針日の前日までの期間
毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間	その年の 11 月の検針日から 12 月の検針日の前日までの期間
毎年 8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間	その年の 12 月の検針日から翌年の 1 月の検針日の前日までの期間
毎年 9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間	翌年の 1 月の検針日から 2 月の検針日の前日までの期間
毎年 10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間	翌年の 2 月の検針日から 3 月の検針日の前日までの期間
毎年 11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間	翌年の 3 月の検針日から 4 月の検針日の前日までの期間
毎年 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間（翌年が閏年となる場合は，翌年の 2 月 29 日までの期間）	翌年の 4 月の検針日から 5 月の検針日の前日までの期間

(ﾛ) 託送約款等に定める記録型計量器により計量する場合で，当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは，各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は，(ｲ)に準ずるものといたします。この場合，(ｲ)にいう検針日は，計量日といたします。

ニ 離島ユニバーサルサービス調整額

(ｲ) 従量制供給の場合

離島ユニバーサルサービス調整額は，その 1 月の使用電力量にロによって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を適用して算定いたします。なお，離島ユニバーサルサービス調整単価がロ(ｲ)により算定される場合は，離島ユニバーサルサービス調整額を差し引くものとし，ロ(ﾛ)または(ﾊ)により算定される場合は，離島ユニバーサルサービス調整額を加えるものといたします。

(2) 離島基準単価

離島基準単価は，離島平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値といたします。

ロ 従量制供給の場合

離島基準単価は，次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	2 銭 6 厘